

令和 6 年 1 2 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 3 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	1 1
服 部 晃	1 2
馬 場 吉 信	3 3
吉 成 邦 市	3 8
延会の宣告	4 9

第 2 号 (1 2 月 4 日)

議事日程	5 1
本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 1
欠席議員	5 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
職務のため出席した者の職氏名	5 2
開議の宣告	5 3
議事日程の報告	5 3
一般質問	5 3

齋 藤 寿 昭	5 3
石 塚 喜 吉	5 7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
散会の宣告	8 8

第 3 号 （12月5日）

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	8 9
出席議員	8 9
欠席議員	9 0
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 0
職務のため出席した者の職氏名	9 0
開議の宣告	9 1
議事日程の報告	9 1
陳情審査報告	9 1
各委員会閉会中の継続審査申出	9 2
日程の追加	9 5
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 1
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 2
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 4
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 6
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 7
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11 0
議案第 15 号の上程、説明、質疑	11 2
延会の宣告	11 7

第 4 号 (12月9日)

議事日程	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 1 9
欠席議員	1 1 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 9
職務のため出席した者の職氏名	1 2 0
開議の宣告	1 2 1
議事日程の報告	1 2 1
議案第15号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
招集者あいさつ	1 2 7
閉会の宣告	1 2 8

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	齋 藤 寿 昭	2 番	石 塚 喜 吉
3 番	吉 成 邦 市	4 番	馬 場 吉 信
5 番	大 浦 トキ子	6 番	服 部 晃
7 番	小 山 克 彦	8 番	熊 田 喜 八
9 番	円 谷 要	10 番	大須賀 溪 仁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	教 育 長	長 場 壮 夫
参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫	参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭	住 民 課 長	星 裕 治
健康福祉課長	森 和 昭	産 業 課 長	芳 賀 信 弘

建設課長	櫻井幸治	湯本支所長	星 淳
教育課長	関根文則	生涯学習課長	黒澤伸一

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	鈴木政則
書 記	渡 邊 久 美		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和6年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

揚妻副村長より、通院のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和6年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 大 浦 トキ子 議員

6番 服 部 晃 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月26日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和6年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は12月3日より9日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日より12月9日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告につきましては、皆さんのお手元に配付しておきました報告のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果について、これらについても皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和6年12月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和6年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案7件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、必要な議決を経ずに教師用教科書、指導書等を購入していた事案が報道されたことを受け、本村でも確認したところ、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を経ずに購入していた案件があることが判明いたしました。法令に基づく適正な契約事務が行われなかったことに対しまして、村民の皆様、議会議員の皆様に対しまして、深くおわび申し上げます。当該購入につきましては、議会の追認を得たく、本定例会に追加議案として上程いたしますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に、全国町村長大会が11月20日に開催され、当面する政策課題に対する取組について、「我々町村長は、国と地方の信頼関係の下、自主的・自律的な様々な施策を展開していかなければならない。

よって国は、特に次の事項を実現されるよう本大会の総意をもって強く求める。

人口減少に歯止めをかけ、少子化対策をさらに強化するとともに、地方創生を強力に推進し、東京一極集中の是正と分散型国づくりの実現を図ること。

東日本大震災、令和6年能登半島地震及び豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。」など、全14項目の大会決議が決定されました。

また、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議並びに少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別決議も決定されました。

次に、総務関係につきましては、第3回駐在員会議を11月27日に開催いたしました。1年間の行政運営に対するご協力に感謝を申し上げますとともに、行政区からの要望事項への回答、来年に向けた各種取組の周知と協力を依頼いたしました。

次に、消防防災関係につきましては、村消防団秋季検閲式が10月20日に、村総合農村運動広場において開催されました。通常点検、機械器具点検のほか、小隊訓練、分列行進が行われ、近年多発する自然災害や火災に対する意識高揚や消防防災体制の強化が図られました。

次に、移住・定住につきましては、東京都内において9月21日、22日に開催されたふるさと回帰フェア並びに11月9日に開催された福島暮らし&しごとフェアにおいて、移住希望者の方々へ村での暮らしや移住支援制度をPRいたしました。

次に、交流人口拡大を目的に、こおりやま広域圏17市町村と福島ファイヤーボンズが連携したこおりやま広域圏PRプロジェクトの一環として、昨年度に引き続き天栄村PR大使に就任した福島ファイヤーボンズキャプテン林翔太郎選手に、10月9日、委嘱状を交付いたしました。今後は、オリジナルポスターや等身大パネルを製作するほか、道の駅と連携した事業などを展開してまいります。

次に、こども未来応援事業につきましては、9月4日に、けんしん郡山文化センターにおいて開催された魅せる音楽エンターテインメント「ブラスト！」の鑑賞を17名の参加により行いました。参加した子どもたちは、演奏やダンスパフォーマンスなど迫力満点のステージに感激した様子で、プロの魅せ方や日々の訓練の大切さについて学びました。

次に、結婚支援事業につきましては、11月10日にブリティッシュヒルズにおいて、ふくしま結婚・子育て支援センターと合同で出会い交流イベントを開催いたしました。県内各地から男女35名が参加し、1対1トークやスコーンクッキングを楽しみながら交流を深めました。

次に、情報化事業につきましては、9月11日に生涯学習センターにおいて初心者向けスマホ教室を開催し、8名の方が参加され、スキルアップを図りました。今後も、デジタルデバイドの解消に向け、引き続き実施してまいります。

次に、福祉関係につきましては、9月14日に村敬老会を開催し、長寿をお祝いいたしました。本年は対象となる75歳以上の方、約180名が参加され、式典終了後のアトラクションでは、ものまねなどのパフォーマンスを観賞し、楽しい時間を過ごしていただきました。

10月29日には、本年度2回目となる独り暮らし高齢者世帯等に対する配食サービスを実施いたしました。29世帯にお弁当を配付しながら、独り暮らし高齢者などの健康状態の確認を行いました。

また、11月9日には、本村と鏡石町の合同で設置している認知症初期集中支援チームで、認知症をテーマとした映画の上映を行い、認知症への理解を深めるとともに相談会を開設いたしました。

次に、子育て支援につきましては、9月25日に、子どもたちの健やかな成長を願いながら、第1子1組、第2子9組、第3子2組、第4子1組のご家庭に子宝祝金を贈呈いたしました。

また、保育所を利用せず、ご家庭で子育てをしている保護者40名に対し、すくすく家庭保育応援金の上半期分を9月18日に支給いたしました。

天栄保育所の移転整備につきましては、11月29日に保育所施設整備に係る工事請負仮契約を締結したことから、本定例会に工事請負契約の締結について、追加議案として上程いたし

ますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、10月27日に健康福祉まつりを開催し、健康増進及び自殺予防対策として、体組成測定や血管年齢、ストレス測定などのヘルスチェックを行い、生活習慣を見つめ直す機会としていただきました。

また、地域自主サロンの開催に併せ、村食生活改善推進委員会の方々に、「バランス食で低栄養予防」をテーマとした講話やお弁当の配付を実施いただいております、食事を通した健康づくりにも取り組んでおります。

次に、感染症予防につきましては、インフルエンザ予防接種費用について、65歳以上の高齢者定期接種を全額公費負担として、妊婦及び1歳から18歳までの村民の方々に接種費用の一部助成を行っており、より多くの方々に接種いただけるよう、さらに勧奨してまいります。

また、本年度より定期接種となりました新型コロナ予防接種につきましては、対象となる65歳以上の高齢者の方々に感染時の重症化を防ぐため、接種勧奨を進めております。

次に、住民窓口関係につきましては、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了することに伴い、10月27日に開催された村文化祭に併せてマイナンバーカード申請、交付の休日窓口を開設いたしました。引き続き、マイナンバーカードの普及推進に努めます。

また、12月より、窓口で住民票や印鑑証明書、所得証明書などの証明書交付申請書を作成する際、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認証を利用することにより、氏名等の記入を省略し、手書きの負担を減らすことができる「書かない窓口システム」を本庁及び湯本支所で導入いたしました。

次に、税務関係につきましては、10月の国民健康保険被保険者証更新時に併せ、滞納者世帯に対する納税相談を実施いたしました。また、滞納者世帯に対し、年末にかけ全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めております。

また、国土調査につきましては、大里第30地区の一筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めており、湯本第31地区は、長狭物調査及び一筆地調査が終了し、図根三角点等の設置作業をしております。

次に、農業関係につきましては、農林水産省が発表した9月25日現在の福島県における米の作況指数は、103の「やや良」となり、令和6年産米のJAの買取り価格の概算金は、コシヒカリ一等米60キログラムで2万円と、前年より7,600円増の大幅な価格上昇となりました。前年比の値上げ幅は、過去30年間で最大となり、世界情勢等に伴い長期化する原油や肥料などの資材が高騰する状況の中で、買取り価格の上昇は農家経営の安定につながるものと期待しております。

11月1日に、JR大宮駅に、JR東日本クロスステーションとして初となる地域の魅力とつながる自販機「ふるさとアキュア」が設置され、天栄米の販売が開始されました。また、

これに併せ、大宮駅を利用される方へ、天栄米をはじめとする村特産品や観光のPRを行う天栄村特産品フェスタを開催し、天栄中学校の生徒5名や生産農家とともに、私も天栄村の魅力についてPRを行ってまいりました。

11月3日に、村健康保健センターにおいて第17回天栄米食味コンクールを開催いたしました。村内生産者より出品された76点の中から6名の方が金賞を受賞され、審査員である米食味鑑定士の皆様から、本村で生産される米の品質に高い評価をいただきました。

11月10日に開催された、道の駅季の里天栄の収穫祭イベントに併せ、新米販売会を開催いたしました。当日は、多くの方にお越しいただき、試食の提供や米すくいを行いながらPRと販売を行いました。

11月8日に、旧道の駅季の里天栄の利活用に係る意見交換会を開催いたしました。農業者団体、商工観光業団体、両道の駅の代表者などに参加をいただき、施設設備の現状等について説明し、今後の利活用について様々なご意見等をいただきました。今後も意見交換を重ね、地域活性化につながる旧施設の利活用に向け進めてまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業において、牧之内字大徳坊地内の約12ヘクタールの森林整備を令和7年2月中の完了に向け進めております。

次に、商工観光関係につきましては、10月13日に、てんえい商工祭が役場駐車場において開催されました。多くの方々が来場し、様々な催しを楽しまれ、夜の花火までにぎわいを見せておりました。

10月14日に、羽鳥湖高原健康ウォークを開催いたしました。ウォークの開催に当たり、関係機関にご協力をいただき羽鳥湖周辺の環境美化作業を実施し、ウォーク当日は参加者へ新メニューの長ネギメンチカツカレーを振る舞うなど、約1,000名の参加者に初秋の羽鳥湖高原でのウォークを楽しんでいただきました。

また、教育旅行の誘致に向け、首都圏や関東方面において、観光協会会員とともに訪問活動を行ったほか、国内外の旅行会社に対する観光商談会に積極的に参加し、村の観光資源や特産品のPRを行いました。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、橋梁の長寿命化を図ることを目的として大里橋橋梁補修工事を10月に着手いたしました。

また、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の飯豊地区水路改修工事につきましても、10月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、10月10日に文部科学省において、村教育委員の清水栄一さんが多年にわたる教育行政の充実に対しての功労が認められ、地方教育行政功労者として表彰状が授与されました。

10月8日、9日の2日間にわたり、天栄中学校において、ふるさと夢未来応援事業として、

表現力育成ワークショップが行われました。同校の総合学習「ふるさと・夢プロジェクト」の一環で、村出身の俳優、和田聰宏さんらを講師に迎え、2学年の生徒が演劇を通し、表現の大切さや自分自身を表に出すことの楽しさを体感し、表現の大切さを学び合いました。子どもたちからも「想像することの大切さ、楽しんで挑戦する大切さなど、いろいろな大切なことを教わりました」という感想があり、事業の手応えを感じたところであります。

11月9日には、牧本小学校において、創立150周年記念式典と学習発表会が併せて行われました。式典では記念動画が公開され、児童からの記念メッセージや日常の学校風景、過去の卒業アルバム等がまとめられた映像に、出席された方が牧本小の現在と過去をつなぐ時間の尊さをかみしめておりました。

また、10月から11月にかけて各小・中学校で学習発表会や文化祭が開催され、学習や活動の成果を保護者や住民に披露しました。

幼稚園につきましては、10月5日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を実施いたしました。

両幼稚園では、ふだんの幼稚園生活の様子をいつでも見学できるフリー参観や幼年消防活動を実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携を図る教育活動の実践を行っております。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校の特設駅伝部が、岩瀬支部大会において男子の部で見事優勝し、県大会の出場権を獲得いたしました。いわき市で行われた県大会では、持ち前のチーム力を発揮し、日頃の練習の成果が実り4位入賞という素晴らしい成績を収めました。

また、同校テニス部が福島県中学生新人テニス選手権大会において、男子個人ダブルスで優勝、男子団体で準優勝、東北大会に出場するなど、子どもたちの素晴らしい活躍が見られました。

11月19日から1泊2日で、天栄中学校2学年がブリティッシュヒルズで異文化体験事業を実施いたしました。各種英語レッスンやテーブルマナー講座など、英国の雰囲気の中で歴史や文化の違いを体感しながら仲間たちと英語環境を学ぶことができ、宿泊ならではの貴重な経験となりました。

11月26日には、子ども議会が開催されました。どのような村づくりが行われているのかを考える機会として、11名の子ども議員が小・中学生ならではの視点から質問や提案を行い、厳粛な雰囲気の中で、緊張しながらも堂々とした態度で臨んでいました。小学6年生は学年全員で傍聴し、ふるさと天栄村への関心や施策への理解を深めることができ、大変有意義な時間を過ごしました。

次に、生涯学習関係につきましては、9月13日及び20日に幼稚園児と小学校中低学年を対

象に家庭劇場を開催いたしました。この事業は、子どもたちが幼少期から本物の演劇に触れることにより、感受性や想像力を高めることを目的として開催しており、プロの劇団員の迫力ある演技に鑑賞した園児、児童は目を輝かせながら、最後まで楽しく鑑賞していました。

10月26日、27日には第60回天栄村文化祭を開催いたしました。会場となった村体育館には保育所、幼稚園並びに小・中学校の子どもたちの書写、図画をはじめ、一般や各団体の作品が数多く展示されました。27日のステージ発表には、幼稚園、小・中学校の子どもたちによる歌や演奏、各団体による踊りやバンド演奏、天栄山黄金太鼓保存会の演奏に加え、大道芸人によるパフォーマンスや吉本芸人によるお笑いライブが行われ、村民の笑顔であふれた文化祭となりました。

次に、生涯スポーツ関係につきましては、9月23日に市町村対抗福島県軟式野球大会1回戦が行われました。天栄村チームは新地町チームを相手に善戦したものの、惜しくも4対6で敗れてはしまいましたが、チーム一丸となった全力プレーで観客を沸かせていました。

10月26日には、村総合農村運動広場において、第29回生涯スポーツフェスティバルを開催いたしました。当日は体力測定のほか、ボッチャやモルックなどのニュースポーツ体験に加え、元オリンピック陸上選手の千葉麻美さんを講師に迎え、ランニング教室が行われ、会場を訪れた多くの参加者がスポーツに楽しんでもいただく機会となりました。

また、11月17日には第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村選手団は、中学生を中心に大学生や社会人の幅広い年代の選手で臨み、第1区においては岩崎麻知子選手がトップを快走し、総合区間賞を獲得、第8区では黒澤大夢選手が村の部区間賞を受賞するなど、一人一人が力を出し切り、総合成績で昨年より順位を9位上げた26位、村の部で4位となり、敢闘賞を受賞するなど大躍進を果たしました。議会議員の皆様におかれましては、早朝より沿道での応援をいただきありがとうございました。

次に、湯本公民館事業につきましては、10月24日に県主催の高齢者を対象としたスマホ教室を開催いたしました。今年度は2回の開催を予定しており、1回目は、県内IT企業のスタッフから、基本的な操作や便利な機能を分かりやすく説明していただきました。2回目は、令和7年1月16日に開催を予定しております。

11月2日には、第49回湯本地区文化祭を開催いたしました。湯本幼稚園、湯本小学校の子どもたちによるステージ発表のほか、作品の展示や農林産物即売会を開催し、笑顔であふれた文化祭となりました。

続きまして、本定例会に提案いたしました、議案7件の大要について、ご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手

当法施行令が改正されたことにより、所要の改正をするものであります。

議案第2号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、天栄村農業促進ハウスを廃止することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第3号 天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、天栄村農村交流施設を廃止することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定につきましては、3月をもって指定期間が満了となることから、新たな指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 令和6年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、須賀川地方保健環境組合過年度構成市町村分担金還付金、財政調整基金繰入金、村債の増など、歳出においては、社会保障・税番号制度システム整備委託料、戸ノ内地区ため池しゅんせつ工事の増など、歳入歳出それぞれ3,066万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億9,199万2,000円とするものであります。

議案第6号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳出予算を組み替えるものであります。

議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、410万円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月3日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。10時45分まで休議いたします。

（午前10時30分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時45分）

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名となります。質問は、最初に6番、服部議員、次に4番、馬場議員、次に3番、吉成議員、次に1番、齋藤議員、最後に2番、石塚議員の順序に

よって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 服 部 晃

○議長（大須賀溪仁） 初めに、6番、服部議員の一般質問の発言を許します。

6番、服部議員。

〔6番 服部 晃 質問席登壇〕

○6番（服部 晃） 通告をしておりますので、一般質問を3点ほど行います。よろしくお願いいたします。

1点目、介護保険料と認知症予防対策について。

今年の4月に第9期の介護保険料の改定がされましたが、平均でどのくらい上がったのか。また、他市町村より保険料が安いのか高いのか。そして、天栄ホームの入所希望待機者は、今現在何人いるのか。

次に、団塊の世代が間もなく後期高齢者になってきます。認知症予防対策は、何をしているのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

令和6年度から令和8年度までの第9期において、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の基準額につきましては、第8期から据置き月額6,500円となっており、保険料の基準額の変更はありません。

しかし、令和6年の国の制度改正において、将来にわたり介護保険制度を維持していくため、低所得者の保険料の負担軽減を拡充することを目的に、第1号被保険者の保険料の最高階層であった市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上の階層が5段階に細分化されたことにより、保険料の階層が全体で13段階となりました。

この改正により、本村の保険料で第8期での保険料の最高額は、基準額の1.7倍の月額1万1,050円だったものが、第9期では基準額の2.4倍の月額1万5,600円となり、高所得者の保険料負担が増えた状況にあります。

次に、第9期における第1号被保険者の介護保険料の基準額は、県内市町村の中では、上から22番目となっております。

次に、天栄ホームの入所待機者は、現在6名であり、うち入院中が2名、在宅が4名となっておりますが、中には入所の順番が来て案内をしても、入所を保留する方もおられ、待機

者が減少しない状況にあります。

次に、認知症予防対策につきましては、村では第10次高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に基づき、認知症につながる高齢者の閉じ籠もりを防止するため、高齢者を対象に筋力・体力の維持向上と脳の活性化を促す運動教室等を行い、いきいきサロン事業、湯ったりミニデイサービス事業、地域のコミュニティーを活用し高齢者の相互交流を促進する地域自主サロン事業など、認知症予防の事業を展開しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、入所待機者6名と言ったんですけれども、その6名の中に、入ってくださいと言うのに拒否したというのは、どういう理由なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

入所を拒否したというよりは、今の段階で入所を延期したいということで、まだ家族のほうで、自宅で見られるので、順番が来ても次のときまで、もう少し入所するのを控えたいというお話から、すぐ入所しない方も中にはいらっしゃるということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ということは、要介護4だったのが3になったとか、そういう理由で軽くなったからという意味合いもあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

状態は変わってはいないのですが、やはり入所というと家族から離れて、おじいちゃん、おばあちゃんが生活するようになりますので、やっぱり離れて暮らすのが忍びないと。また、家族が見られる部分については見ていきたいということで、入所を保留したいということで伺っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、村長の答弁で、県内の平均保険料が22番目ということなんですけれども、私が聞きたいのは、8期のトータルで1段階から9段階までありましたね。その9段階の徴収金額と、今回の9期の第1段階から13段階までに変わりましたよね。それで、徴収金が幾ら増えたのか。13段階になってから、あまり1段、2段は上がっていないみたいなんですけれども、その平均よりも総収入額が増えたか、減ったか。減るわけではないですよね、これね。13段階まで増えたということは。

だから、高所得者は上がって、低所得者はそのままという、減らしたとか、そういう意味

なんですか、これは。低所得者も減らしながら、高所得者を上げたということですか、保険料。

第13段階になると、幾らになるんですか。2万何ぼなんですか、これ。それを教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

保険料の第8期から第9期の改正の部分でございますが、村長の答弁にもありましたとおり、低所得者の負担軽減を図って、高所得者の負担のほうを上昇しているということで答弁ありましたが、中身についてご説明いたします。

まず、第1段階の方につきましては、第8期で月額1,950円だったものが第9期では1,850円ということで、こちらは月額100円の保険料の変更になっております。

第2段階の方につきましては、第8期で3,250円だったものが、第9期では3,150円ということで、こちらも月額100円の減。第3段階につきましては、8期で4,550円だったものが、第9期で4,450円ということで、100円の減という形になっています。

そのほか、4段階から9段階までの方については、変更はございません。

第8期で9段階が一番最高階層となっております、こちらが基準額の1.7倍の月額11,050円という金額でございました。こちらが5段階に分かれまして、9段階の金額の変更はございませんが、新たに10段階以上、こちらが9段階では市町村民税課税かつ合計所得が320万円以上の方のみしか第8期では設定されておりましたが、第9期では第10段階に市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上、こちらの方が基準額の1.9倍で月額1万2,350円、第8期の9段階と比べますと、月額1,300円の増となっております。

続きまして、第11段階、こちらが市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上の方でございます。こちらが基準額の2.1倍、月額1万3,600円となっております。こちらが、第8期と比べて2,600円の増。第12段階については、市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上の方が基準額の2.3倍、月額1万4,950円、こちらの方が、第8期と比べますと3,900円の増。最高の13段階については、市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上、こちらの方が基準額の2.4倍で、月額1万5,600円ということで、第8期と比べますと月額4,550円の増ということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今の、それで、最後に聞きたい。

トータルで、8期と9期のトータルの収入額というのは、幾らなんですか。さっき私、質問したんだけど、それは答えていないんですけれども。

これ、もう予定収入額も出ているんでしょう。上げたのと。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前 10 時 57 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 07 分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただきありがとうございます。

お答えいたします。

令和 5 年度の第 1 号被保険者の保険料の収入の合計ですが、約 1 億 4,800 万円の金額になります。

今年度の第 1 号被保険者の保険料、こちらは今年度の予算でございますが、1 億 4,100 万円ということで、若干減少している状況でございます。

〔「700 万減っているんですか。」の声あり〕

○健康福祉課長（森 和昭） そうですね、約 700 万、800 万減少しているという状況です。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そうすると、700 万減っているということは、前より減っているということは、その介護保険料、どこで誰が決めるんですか、これ。介護保険料というのは、3 年間の策定するんだろうけれども、これ誰が決めて、村で決めるんですか、介護保険料というのは。

ちょっと、700 万減った理由が分からないんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

介護保険料の金額につきましては、介護保険事業計画の策定委員会の中で介護保険料を決めていく形になります。

介護保険につきましては、3 年に 1 期の介護保険の事業計画を策定しまして、その中で保険料を決めていくのですが、その 3 年間の間にどれだけ介護にかかるお金、給付費ですけれども、給付費を見込みまして、その給付費に係る金額の割合が公費とそれぞれの保険、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者の保険料の負担割合がありますので、それを割り返して、あとはどれだけ 65 歳以上の高齢者の方が今後いらっしゃるのか、所得の階層の方が大体どのぐら

いいらっしゃるかというのを見込みまして、そこから保険料を決めていくということで、今回6,500円が基準額となったところでございます。

〔「メンバーは誰なの、メンバーは。保険料を決めるメンバーは。委員会の。」の声あり〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

メンバーにつきましては、今回の策定委員会のメンバーは、社会福祉協議会、特別養護老人ホームの施設長、国民健康保険診療所医師、地域包括支援センター所長、そのほかに第1号被保険者の代表、第2号被保険者の代表というメンバーで構成しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると、これ700万減るということは、前回の繰越しで、基金は現在、幾らですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

基金の残高でございますが、令和5年度末で約6,200万円ほどございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、基金というのは、7期とか8期とか、ずっと積み上げてきたやつで6,200万の金額なんでしょう。

毎年、例えば8期というか、何年度の繰越金が基金になっているだけでしょう。だから、そういうのも含めて、今回は700万も減っているんですか。

そういうのもひっくるめて、介護保険料って決めるんでしょう、基金が幾らあるから、このぐらい使おうということでやっているんでしょうけれども、普通この基金というのは、どのぐらい取っておけばいいんですか。

例えば、介護保険料が足りなくなると言えば、その持ち出しは一般会計から持ち出してくるんですか。もしくは、マイナスになって、この基金がなくなったという場合は、一般会計から繰り入れるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

介護保険料につきましては、介護保険の給付費に応じた負担割合で、1号被保険者の保険料を財源として見ているということはお話しさせていただきましたが、その保険料が今回、第9期ですと令和6年度から8年度の3年間の保険料として皆様から納付いただいているところですが、給付費が想定よりも伸びなかった場合に、集めた保険料の一部が余剰金として

残りますが、そういう金額を基金に積んでおいて、その次のときに介護保険の保険料を算定する際に、その基金を保険料に繰り入れて保険料の上昇を抑制したり、今回の第9期においても1,730万円を基金から繰り入れる形で保険料の上昇を防いでいるところであります。

その基金がもしなくなった場合、枯渇して保険料が足りない、基金もないといった場合には、これは都道府県が設置します財政安定化基金から保険料の財源として借り入れる形になります。借り入れて不足分を賄うということで、その賄った分は財政安定化基金から借りている部分ですので、次の3年間でその分を介護保険料へ上乗せしてお返しする、保険料を算定するようになりますので、足りなくなった場合に、今まで借りていた分も保険料の上昇に合わせて上乗せしますので、かなり保険料の上昇になってしまうということです、ある程度の基金は必要と考えています。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今のは理解しました。

あと、一般会計から得る12.5%、例えば100万かかったとするでしょう。そうすると、本人負担が10万。あと、1号保険が20万か。そうすると、2号保険が20万。あと、国で25%で、県と村と12.5%と、私はそういうふうに把握しているんですけども、その12.5%というのは、村で、自治体で出すやつでしょう、これ。

そうすると、それはもうずっと、今、去年の9月の決算で見ると、1億まではいってないけれども、1億弱なんですよ。あれは、村で負担しているやつは、今ずっと推移していた。今、あと介護保険から見ると下がっているんですか。ちょっとその辺、説明お願いしたいんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

介護保険制度において、介護のサービスの負担割合の中で、村が負担する介護給付費の分については12.5%ということで決められております。

その金額については、介護保険の改正がありましたけれども、負担の割合は変わっていない状況でありまして、年々介護保険で使われる介護サービスの給付が伸びてきていることに伴いまして、やはり村が負担する12.5%分の割合に乗じて金額が増えているというような状況はあります。

〔「どのくらい増えているのか。」の声あり〕

○健康福祉課長（森 和昭） 給付費の部分で比較しますと、制度発足当時、平成12年の12.5%分、村負担の分では2,700万円ほどの負担になっておりました。

それが、昨年度、令和5年度につきましては6,400万円ということで、約2.3倍ほど給付が、

村の12.5%分の負担が増えているというような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、私の勘違いですかね。

決算書見たとき、1億弱で9,000万を超えていると思ったんですけども、それもう一回調べてもらえますか。12.5%の村負担のやつだよ。あれ見たとき、九千何万と聞いた。1億はかからなかったけれども、1億弱だと思ったんですけども、これ間違いないですか、今の金額。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃられた1億弱の金額が村のほうから、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れられているということで、そちらの金額につきましてはそのほかの事務費分や保険料の軽減など、給付費以外の分も含めての一般会計からの繰入金ですので、あくまでも給付の分の12.5%分というところになりますと、今、答弁した金額になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） トータルで考えると、これで減ったということは、認知症予防、さっき村長が答弁したんですけども、それが成功しているということですよ。これだけ減っているということは、人口が減るわけじゃないし、高齢者が減っているというか、亡くなればしやうがないですけども、減っているわけじゃないんだから。それが、認知症予防がうまくいっているということですか。

もう一度、村長の答弁で、どういう認知症予防をやっているんだか聞き逃したんですけども、それをもう一回細かく説明してもらわなきゃ、こういうのやっています、ああいうのやっていますと言って。

私が思うのには、一番、飯豊でも月に2回、なかよしクラブというのをやっているんですよ。お年寄りが独り、旦那さんが亡くなったとか奥さんが亡くなったとかいって、手弁当でそこでしゃべって、あははおほほでやって、朝の10時頃手弁当を持って来て、3時頃で終了して、月に2回やっているみたいなんですけれども、ああいうのが一番効果があると思うんです。人としゃべらないと認知症が進むんですよ。だから、いつもテレビばかり見ていてはどうにもならないし、だからそうやって、あははおほほというのが一番大事だと思うし、そういう認知症予防がうまくいっているということですね。

私は、特に介護保険料が高くなって、最終的に認知症予防をもっと徹底してやれという話だと思っていたんですけども、こういうふうにやられていたら、健康福祉課長がもっといっぱい努力しているんですね、これは。これはいいことでしょう、介護保険料がかからな

いということは。立派な健康福祉課長だと思うんですけども、もう一回、認知症予防で答弁してください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

介護予防事業の内容についてご説明いたします。

まずは、介護予防事業で実施している内容としましては、ゆったりミニデイサービス事業、こちらについては、おおむね65歳以上の自立した高齢者が要介護状態にならないように、お風呂に入りながら、運動したり、健康相談、お話をしたりとか、そうしたことをする事業でございます。

あとは、ノルディックウォークということで、こちらも60歳以上、75歳以上の方を対象にウォーキングをする事業です。

あとは、いきいきサロン事業ということで、65歳以上の自立した高齢者、こちらも要介護状態にならないように、体力の維持向上を目的として体操教室や、あとはそうしたところに専門の講師の方をお呼びしてお話をしたりとか、実際運動をするという事業でございます。

あとは、先ほど議員がおっしゃられました地域自主サロン事業、飯豊でも実施しておりますが、そういった各地区の集会所などに高齢者の方が集まってお茶を飲んだりとか、会話、体操を通じてコミュニケーションをしながら認知症予防につなげていくという事業でございます。

こちらにつきまして、場合によっては理学療法士の方がサロンのほうに行ったりとか、保健師の方が行って血圧を診たりとか、健康指導、食生活の指導もしながら、介護予防に努めている事業でございます。

そのほかにも、社会福祉協議会のほうに委託している事業もございまして、高齢者の方への配食サービスなどを実施したり、あとはカラオケ教室を実施して、楽しく過ごされたりとか。

あとは、村と社会福祉協議会で高齢者の方の巡回見守りなどもして、声かけをして、地域の方の安否確認と、状況を把握しながら認知症予防などにつなげているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 私の想像では、もう介護保険料もががんん上がって、もう認知症予防を徹底してやれと私は言うのかと思ったんですけども、健康福祉課長の頑張りには敬意を表します。これだけ上がらないでいるのだから、他町村は高くなっていると思うんですよね。これは、素晴らしいことだと思うんですよ。いろいろなことやりながら、本当に、私の個人的

に、この前テレビでやっていたのは、寝るときにイヤホンをつけながらタイマーやりながら、自分の音楽、洋でもニューミュージックでも演歌でも何でも、自分の好きなものを30分ぐらい聞いただけで寝るだけでも、全然、認知症予防になるとは聞いたんですよ。

だから、天栄村でこれだけ認知症の人がいなくなるということは、これはすばらしいことだと思います。もう本当に、健康福祉課長には本当に敬意を表します。ありがとうございます。

これ、みんな介護保険料が高くなれば、年金から引かれる人が多くなるわけだから、生活費が足りなくなっちゃうのは当然だし、だから私はそれを心配して、認知症予防に力を入れて、いろいろ考えてきたんだけど、それだけ上がっていないんならば、別に何も言うこともないですし。

また、ちょっと話変わりますけれども、特養に入っていますね、要介護4と5の入っている人の負担金は、今、どのぐらいになっているんですか。1万は超えていると思うんですけども、要介護4と要介護5では値段が違うでしょう。大体、普通幾らぐらい、飯豊にある特別養護老人ホームでは、今、どのぐらいの負担してもらっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

天栄ホームに入所する場合の特別養護老人ホームの一つの例にはなりますが、天栄ホームへの入所の金額につきましては、やはり介護度によって入所の負担金が違うというほかに、それぞれの入所者の所得、収入の状況によって、食費の軽減や、居住費の軽減なども受けられることで違ってきます。

低所得者の方に対しては、やはり負担の軽減のために一定以上については公費で見ると助成もあります。

天栄ホームでの入所の費用でございますが、要介護4の方で、年金を頂いていて80万円以下の方についての月額30日の負担ですが7万830円、これが要介護5になりますと7万3,200円の負担になります。

ただ、このほかに、お医者さんにかかる医療費や、薬代、あとは個人で何か買ったりするような服とか、そういったものは別途かかるということで、大体これプラス1万から2万円ぐらいは、月額でかかってくるのかなということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それ、収入に応じてというのと、大体、みんな年金をもらっていますよね。年金の収入の割合なんですか。それとも世帯数のある意味金額なんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

これは、世帯で見る部分になりますので、特別養護老人ホームに入所される方については、多くの方がその施設の住所地に住所を移して単独世帯として入所されたりとか、あとは独り世帯という形で、軽減を受けられる状況になりますので、大体の方はお独り暮らしで、その本人のみの年金の収入、所得の状況を見て、負担金のほうを決めていくという形になります。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そして、また村内の人でなくて、鏡石とか須賀川市から入った場合は住所変更しますよね。そのとき、介護保険料とかはこっちに、天栄村に払うんですよね。そうですね。違うの。住所地が違うと。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、須賀川市のほうから天栄ホームに入所される方について、住所地特例者という扱いで、もともと須賀川の方だったら須賀川市のほうが保険者として、その方の費用負担をするようになります。その方は須賀川市の被保険者として、天栄ホームに入所するという状況になります。

それは、施設がある市町村に転入して来た方が、天栄村の被保険者とした場合には、その分、施設がある市町村の負担が大きくなりますので、それを防ぐために、施設入所の場合には、入所前の住所地の市町村がその方の保険者となるという住所地特例制度ということで対応しております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そうするとそういう負担しているということは、自治体負担分の12.5%も、例えば須賀川市とか鏡石からもらうわけですよね。うちで、天栄村では関係ないですよね。了解しました。

あと、民間のグループホームありますよね、天栄村に。飯豊なんですけれども。あれも同じような、民間でも負担は同じぐらいなんですか。何か民間は高いという話を聞くんですけども、この給付の負担の割合というのは一緒なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

グループホームの入所費用でございますが、まず介護保険での負担については、大体要介護2、3ですと3万円程度の介護保険の係るお金として、グループホームにお支払いするよ

うな形になります。まず、3万円ということです。

そのほかに、家賃、光熱費、食材等、こういったもので、大体10万から11万ぐらいはかかります。そうしますと、入所に係る費用が月額で大体14万ぐらいはかかってくる状況になりますので。そのほかに、やはり先ほどのお話をしましたお医者さんのお金だったりとか、お薬代はまた別になりますので、グループホームになると大体14万ぐらいはかかってくると、費用として負担をしなければならないような状況になります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） すると、民間の施設もありますが、須賀川病院とか黒澤医院とか、あとは石川町にもありますよね、民間のあれでやっている施設。ああいうのも、みんな大体一緒ですかね。もう値段は、もっとも民間だから、負担割合というのは特養と一緒にんでしょう。1号保険とか2号保険で、みんなやっぱり負担するんでしょう。同じでしょう。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

議員がおっしゃられるのは、病院が経営している介護老人保健施設という施設かと思いますが、黒澤医院とか、須賀川病院で運営している施設ですが。こちらの施設につきましては、介護保険の施設ではあり、特別養護老人ホームのかかるお金よりも若干、費用としては高い状況にあります。一、二万高いというような、詳しい資料は持っておりませんが、そのぐらいの費用としてかかっているというのは承知しております。

あとは、その施設につきましても、先ほどお話ししました食事、居住費の軽減、そちらのほうは受けられますので、やはり若干、特別養護老人ホームは高いですけれども、9万とか10万とか、そのぐらいの金額で月額、そちらのほうも介護度とか、そういう費用によって若干のばらつきありますが、そのぐらいの費用で利用できるかとは思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当に、いろいろ聞いて、内容も分かりました。

私もいつ認知症になってしまうかも分からないから、家族のことも考えながらいろいろ聞いてきたんですけれども、やっぱり認知症予防対策というのは本当に、健康福祉課長、これもっとどんどん上がっているのかと思ったら下がっているというのだから、こんな自治体あるんですかねと思うくらい、そういうふうになっているから、もう健康福祉課長に、これからまだ認知症予防対策もしっかりしながら頑張ってもらいたいと思います。本当に、立派な課長でございます。

ということで、1つ目の質問は以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで

休みます。

(午前 11 時 38 分)

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 30 分)

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それでは、2 つ目の質問に入りたいと思います。

湯本中閉校に伴う利活用について。

湯本中が閉校になって1年半がたちましたが、①校舎を利用したい企業はあるのか。

②現在の進捗状況はどうなっているのか。

③湯本地区住民との話し合いはしたのか。また、村長はどのような利用を考えているのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

1 つ目の旧湯本中学校の校舎を利用したい企業があるのかにつきましては、1 法人から学校法人として通信制の高校を設置して利用したいという話が来ております。

2 つ目の現在の進捗状況につきましては、当該法人が学校の設置に向け、福島県と協議を進めていると伺っております。

3 つ目の湯本地区住民の方々との話し合いにつきましては、令和5年2月27日及び5月18日の2回実施いたしました。

村といたしましては、当該法人と福島県との協議が進み、設置計画について皆様にお示しできる段階になった際には、改めてご説明させていただきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） この通信制の学校って、会社はどこにあるんですか。東京ですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

東京でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） その会社って、何校もいろいろやっている企業ですか。何校も学校をやっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

そのほかに、通信制の別の学校も経営をしていると伺っているところでございます。

〔「何校やっているの」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） すみません。具体的に何校までという話までは、ちょっと現在は承知しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、やっぱり学校も何校やっていて、その会社の内容も聞かないと。もっとも県とやっているんだから間違いない会社だとは思いますが、それをちゃんと調べながら、やるとなれば受入れ体制を、やっぱり今のうち調査しておかないと駄目だと思うんです。

そうすると、やっぱり今は全然進んでいない、どういう状況ですか。今は全然、話あっただけで、何のあれも、まだそういう進捗はしていないということ。そのほか、村長が前、9月議会のときですよね、通信制のあれが出ていると言ったのは。それから、いろいろ何か話はあったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもございましたように、その法人と福島県とで協議をしているというところでございます。

福島県におきましては、総務部の私学・法人課というところと協議をしておりますが、今、学校の設立に向けた設置計画書というものを作成しなければならないというふうに伺っておりますが、そちらのほうを県と協議をしているというところでございます。そのやり取りが二、三回あったということは、承知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは、湯本地区住民との話合いというのは、何かいい案が出たんですか。2回話合いをしたというんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもありましたように、2回ほど開催をさせていただきまして、住民の方々からいろんなご意見をいただいたところでございます。

その中には、地域の方々の憩いの場に、皆さんが集えるような場所にしたらいいかというご提案もいただきましたし、またそのほかに、先ほどの学校の関係に関してもお話をいただいたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） やっぱり、湯本地区住民の話を大事にしていくとか、結局は湯本の住民の人が一番大切だと思うんですよ。

それで、私からの提案なんですけど、この前テレビで報道されたんですけども、不登校の生徒が県内で4,338名いるということで、これは一人残さずみんな社会に復帰できるような体制を取りたいということなんですよね。そして、文科省も福島県も応援するし。

湯本中学校の跡地利活用で、私が提案したいのは、須賀川・岩瀬管内で、この前、私が知り合いから聞いたんですけども、須賀川市で現在、不登校が63名、鏡石町が32名、計95名ですよね。昨日、教育長に聞いたらば、天栄村はいるのかといたら、今のところゼロだと言うんですよ。これはいいことだと思うんですけども、教育長の指導がいいんだか、いろんないじめもないし、生徒が先生からのパワハラみたいな暴言もないから、そういった不登校の生徒がいないと思うんですよ、これは。やっぱり、教育課長にしろ、教育長がしっかりしているから、そういう問題が起きないと思うんです。

これ、本当に63名が定かなのかと聞いたらば、やっぱり濁したような言い方だから、これは令和3年に一般質問した方がいるからそういう現状なんですけれども、今現在はもっと増えているかもしれないという話はしていました。だから私は、湯本中学校の跡地に、結局、規模は小さく須賀川・岩瀬地方だけでも、100人は通えるかどうかと思うんですけども、鳳坂トンネルができて、私の家から湯本中学校までは、この前行ったんですけども25分からなくて23分で行ったんですよ。だから、須賀川から行っても1時間なら通える時間だと思うんです。

でも保護者からすれば、もうこの子を不登校でどうするかなんて、実際、うちのことを言うのはあれなんですけれども、会社員で、うちに勤めている人の子どもが3人とも不登校、たまたまいたんですよ。そして、郡山に高校がありますけれども、そこに行って、もう間もなく卒業するんですけども。これ、やっぱり身近な人に、不登校の生徒がいるのかなと思って、そしてお母さんはやっぱりノイローゼ気味になっているんですけども、今は立ち直って元気ですけれども、もう高校卒業するんですけども。やっぱり、そういう生徒が身近にいるということは、須賀川から5人しか来ていないのに、それだけ3人いたということは、みんなきょうだいでなくて別々の家族なんですけれども。やっぱり、それだって結構63名では利かないと思うんですよ、私は。

だから、保護者に見れば、天栄村の湯本にあれば、じゃ1時間でも何とかしてもらお

うという、やっぱり不登校同士だと気が合うといったらおかしいんですけども、先生の暴言で不登校になったとか、あとクラスの同級生からいじめがあったとか、あと家庭内の問題もあって不登校になったとかいろいろあるとは思うんですよ。

だから、何で不登校の学校を造るかというのは、心が閉じてしまっているから開かせるのに、不登校の学校ではないんですけども、今は学びの多様化学校というんですよ、そういう不登校の学校を。学びの多様化学校を造って、湯本地区ならば、この前お話、県中教育事務所にいた先生としゃべったんですけども、天栄村ならば、午前中授業やって、午後から釣りをやったり、ゴルフの練習やったり、柿もぎやったり、いろんな普通の社会でできない、学校ではできないのを、コミュニケーションを図りながら心を開いてもらって、社会人になったときなじめるような生徒をつくるという方針で、この不登校の学校を、学びの多様化学校というのを造るらしいんですけども、私は学校としてはそれが一番いいんじゃないかなと思うんですよ。

今まで、やっぱり保護者にしてみれば、自分がもう先に死んじゃうんだから、この子どもらが大きくなったらどうするべ、社会になじめなければどうにもならないという気持ちだから、子どもが不登校だというのは、学力もありますけれども社会的に育ってもらわなくちゃ駄目だということで、これは不登校の学校、学びの多様化学校というのが、一番これ、やっぱり湯本中学校にあっては自然も豊かだしどうかなと私は思ったんですけども、村長はそういう考えはどうですか。今、突然に案ですけども、自分の考えはどうですかね。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

私も、子どもたちの不登校というのは、大変危惧しておりまして、今回、東京の企業さんからお話をいただいた中で、通信制の高校というようなことで旧湯本中学校跡地を活用したいと。毎日来るのではないんです。年に何回か来るというようなことで、本当になかなか自分で学校に行けない、それが首都圏という話をしていたんですが、そこでいろいろ話をしていく中で、福島県もエリアに入れてその対応していきたいという話だったものですから、村側もこれはじゃ前向きにそこは協力していきたいというようなことです。

不登校の子どもたちを、通信制を使って、この学校での旧湯本中学校に、年に何回なのかまだちょっと分かりませんが、今、言ったように自然体験をやり、あとは農業体験とか、そんな中で子どもたちを立ち直らせて育てていきたいという、すごい希望を持った企業で、県内にもその実績がある企業さんだったんです。

学校法人も、今、持っていて、東日本大震災があって原発事故があって、その地区にはちょっと入れないというようなことで断念していて、それで再開した企業さんで実績もある

ので、そういう中で県の許認可が得られるのであれば、ご説明をして誘致したいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私も提案なんですけれども、ある程度、村長の選択肢はいろいろやりながら、こういう考えもあるんだ、これがいいのでなくて、やっぱりいろんな面で勘案しながらやれば、やっぱり結局、不登校の保護者ですよ。心配なのは、これから子どもどうなっていくんだというのが一番肝心だと思うんですよ。

だから、例えば寄宿舎でも、大規模になれば100人の寄宿舎を国で造っていくとか、そういうのいろいろあるんですけれども、あと湯本地区で独り暮らしの人がいれば、そこから学校に通うとか、独り暮らしの人も喜ぶと思うんですよ、子どもと一緒に過ごせる時間でもできるし。ただ、寄宿舎も、国では建てていいみたいなことは言っていましたし、やっぱり国も文科省も県も、不登校の子どもを何とか助けたいという考えはあるんでしょうね。

福島県で、大体4,338人もいると、全体で考えると考えられないですよ。たまたまテレビ見ているときに、そういうふうに話をしたんですけれども、やっぱりこれというのは、本当に保護者にすればすごい真剣な悩みだと思うんですよ。だから、須賀川から湯本まで1時間かかるんですけれども、知り合いから聞くと時間の問題でないんだと。そこで、やっぱりそうやって授業をやってくれる学校が欲しいんだという話はよく聞くんですけれども、やっぱり保護者の気持ちになれば、安心して通えて、いろんな社会的に、社会人で役立つような人間を育てる、児童・生徒になれば一番いいなどは私も思うんですけれども。

また、棚倉町は、来年4月に学びの多様化学校を開設するんですよ、4月から。ただ、あれは分教室といって、教室だけ1つ借りて、棚倉町だけの。だから、何か国の補助金とかもらわないで、棚倉町の単費で運営していくみたいなんですけれども。それだっていろんなやり方あると思うんですよ。

だから、天栄村でも、いろんな意味で国・県と相談しながら、通信制の学校ばかりでなくて、選択肢をいろいろ3つぐらいやって、これがいいべ、あれがいいべと言って決めていったほうがいいと思うんですけれども。これを選択肢に上げてもらえますか。

それはまだ調査しないと全然分からないと思いますので、教育課長にやっぱり調査してもらって、どういう学校なんだが、例えば湯本中学校でうまくいかなくては困るだろうとか。メリット、デメリットって、デメリットって何だと聞いたら、やっぱり中学3年生が20人卒業した、そしてまた下が、今度不登校の生徒がいなければ一番いいんですけれども、安定性がないと言うんですよ。

ただ、今のところ90人来ているけれども、20人、30人卒業したら、また今度生徒数が減ってしまうとか何とか。いや、それならば一番理想的なんですけれども、不登校の生徒が

なくなるというのは。だからやっぱりそういう悩みを考えれば、湯本中学校を学びの多様化学校、それをやっぱり推進してもらいたいですけれども。教育課長も大変だと思うんですけれども、1回調査してみて、どういうふうな、校舎だって、電気料だって、誰が払うんだか。みんな国とか県で補助してくれるんだか、それも調査してもらいたいと思うんですけれども。

やっぱり、これは本当に学びの学校の方針って、子どもの社会性の育成、あと異学年交流の地域の人々、自然との触れ合いを通じて社会性の育成につながる。2番目に、登校へのハードルを下げられる。始業時間を午後からにする教育課程の編成を工夫することで、学校に行きやすくする。3番目に、きめ細やかな支援を子どもにできる。多くの職員が児童支援に携わることで、児童・生徒に浸透していくということですよね。だから、やっぱり小さな変化でも気がつけば、不登校の人は心を閉じているから開いて、そしてやっぱり社会になじめるような生徒をやっていただきたいと思うんですけれども。

これは本当に教育課長には大変だと思うんですけれども、調査して、やっぱり通信制の学校もいいんですけれども、それも不登校の生徒も扱っているみたいなのをさっき聞いたんですけれども、それよりも小学校高学年から中学生までやれるような、不登校の生徒が本当に須賀川、岩瀬でこんなにいるんだから、まだ天栄村はたまたまいなくてよかったんですけれども、これが本当はいないのが理想なんですけれども、やっぱり保護者のことを考えれば、これは湯本、天栄村で助けてやらなくちゃいけないと思うんですよ。

だから、いつまでもそのまま置いていたら老朽化していくでしょう、湯本中学校だって。今は、どういうふうな維持費、あれ前のときに小山議員が聞いたんですけれども、維持費がかかるという、今どういう、掃除だのなんかはしているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

旧湯本中学校の敷地に関しましては、湯本支所と共同で、あそこの管理をしているところでございます。

今ほどの掃除に関しましても、週に1回ほど、湯本支所の職員が行きまして、掃除や窓の換気等をお願いしているところでございます。

また、あちらのほうに浄化槽や警備等も、電気等も入っておりますので、こういった冬場になりますと、今、水道も通っているところでございますので、そういったところが破裂しないように一度切替えをしたりとか、そういった形で、なるべく使っていなくても壊れないようにということで、私どもで管理をしているというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、維持費はいくらかかっていたか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

概算でございますが、1年間で300万円ちょっと超えたかなというふうに記憶しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当に維持費が300万もかかるんだから、なるべく早く調査して、やっぱりそれだけ進めるなら進めるように、やっていくべきだと思う。本当に現在、これだけの不登校の人らがいるんだから、県と文科省に早くアポを取って、やっぱりやるべきだと私は思うんです。聞くのは簡単だし、あと認可になれば開校すればいいんだし。だから、なるべくなら、これに300万も維持費がかかっているんですから、なるべく早くやってもらいたいと思うんですけれども。

教育課長、大変だけれどもその辺の調査、お願いします。そして幾らかかって、電気代とか誰が払うんだか分からないし、国とか村で払っていても大変だから。国とか文科省とか県とかで、維持費は払うんだというふうになれば一番いいんでしょうけれども。やっぱり、いつまでもこれ、本当に5年も6年もほっておくわけにはいかないでしょう、湯本中だって。やっぱり、そういういろんな意味でいいことがあると思うんですよね、そういうふうに考えれば。

そういうことで、村長に選択肢の一つとして頭の中に入れてもらって、教育課長に調査してもらって、どういうことなんだかはっきり考えてもらえば、私の情報はこれだけなんですけれども、これで2番目の質問は終わりたいと思います。

次に、消防団員の報酬と中型免許の6月定例会後の進捗について。

6月定例会において、消防団の報酬及び中型免許取得について質問しましたが、その後、どのように検討されたのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

消防団員の報酬につきましては、令和5年4月より副班長及び団員の年額報酬の額を改定しております。

また、本部役員の報酬につきましては、9月に開催した本部役員会の中で説明をさせていただいたところ、特にご意見や要望はございませんでした。

村といたしましては、今後も県内及び近隣市町村の状況を的確に把握し、大きな差額が生

じた場合があれば、適切な時期に見直しを行ってまいりたいと考えております。

中型免許につきましては、各班に配備している消防車両22台のうち、準中型免許を要する車両が8台であり、一部の団員は消防車両を運転できず、また今後入団される新入団員につきましても、準中型免許を取得していないことが懸念されます。

そのため、準中型免許取得及びオートマ限定解除に要する費用の補助について、令和7年度からの実施に向けて検討を進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私があれなのは、何で他町村と比べなくちゃいけないんですか。私は、前に戻せと言っているだけなんです。何で他町村と、だって前は同じ金額で出ていて、それで下げられて、前に戻せということなのが、何で他町村の動向を気にしながらという話が出てくるんですかね。何でこれをすぐ上げられないんですか。

中型免許は、まだそういうふうに向きに検討するという話だからそれはしょうがないんですけれども、報酬の問題で、何でこれを他町村のあれを検討しながらってどういうことなんです。これはどういう意味なんです、分からないですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

消防団の本部役員の報酬に関しましては、平成17年4月頃だと思いますが、そのときに報酬を5%一律下げたというところでございます。これは、そのときの特別職に関しまして、特別の非常勤の方々に対しまして、財政的ないろいろな諸事情のほうから一律5%をカットしたというところでございます。それが現在までも続いているというところでございます。

先ほど申しましたように、近隣の市町村に関しまして、一律、若干の差額はございますが、今現在五十何町村ございますが、団長でいきますと、上からいきますと19番目くらいということで、平均よりは若干多いかなというふうに思っております。

今ほどおっしゃるように、戻すということもございますが、そういった県内の市町村の各本部役員の状況、また先ほどもお話をさせていただきましたように、特別職のそういった一律の状況と、そういった2つの部分をこれから加味して検討してまいりたいということで、ご承知おきいただければというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そんな二十何番目だか何だか知らないけれども、それだけ5%下げたと、今、財源本当に逼迫しているんですか。じゃ今、本部役員の給料5%上げたら何ぼかかるんですか。今調べてくださいよ、すぐ。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

平成17年当時の金額に、仮の場合に戻した場合でございますが、団長から班長までの報酬がその時点で減額とされたところでございます。その部分を加味しますと、16万6,000円ほど増額になるというような試算をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そんな16万6,000円ばかりで、県内の何位とかなんかの問題でないでしょう、これ。365日、24時間体制でやっているんですよ。それで、有事の際は、すぐ出ていなくちゃいけないんだから、何でこれ16万6,000円ぐらい、1人に対したら小さいものでしょう。何でこれ、別にそれ以上上げろと言っているのではなく、戻せと言っているだけでしょう、私は。何でそういうことをちゃんとできないんですか。村長、教えてくださいよ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

私も本部役員も務めてきた中で、前回もお話しをしたんですが、村が合併しない宣言をした中で、一律5%、皆さんこれを下げたというようなことでこれまで来たものですから、消防団、確かに24時間体制でやっていただいて、それも分かるんですけども、消防団だけ上げるというわけにもなかなかいかないの、そこをどうやっていくか、ちょっと検討させていただきたい。

今すぐ、金額は少ないんですけども、そのほかの方々についても一律同じく下げた。じゃ、そのほかはどうするんだという話になってきますので、そこはちょっと検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ今、村長言ったけれども、ほかの団体もそうだけれども、じゃ全部団体で5%戻したら全額で、全部で幾らになるんですか。総務課長、分かっているんですか。ほかの団体でも、みんなで全額で幾らなんですか。それ、答えられますか、今。答えられなければ休議してでも、早く調べてください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

大変申し訳ありません。消防団のほうの部分に関しましては試算をしているところでございますが、平成17年当時に下げた、減額をしたというところまでは全部調べておりませんでしたので、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 暫時休議して調べてくださいよ。消防団ばかりだから、ほかの団体もあるからといって、いくらか支出しなくてはいけないんだから、今すぐ調べてくださいよ。話にならないよ、これ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2 時 0 1 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2 時 1 0 分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございました。

今現在、ちょっと調べておるところでございますが、何分ちょっと多岐にわたっているものですから、後日改めてきちんと精査しましてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） じゃ、それを検討しながら、後であれしならば全体で幾らかかるんだか、何か議員の報酬まで上げろとは言わないでしょう、特別職まで。

ボランティアやっている人たちを言っているわけだから、そんなに金額は何百万にはならないでしょう、これ。ねえ総務課長、何百万にはならないでしょう。

いや、まだそれはいいけれども、検討つかないと言えばそれまでなんですけれども、だから私はいろんな面でボランティア活動のやつを 5 % 下げたら戻して、議員の給料とかそれを上げれば一番いいけれども 5 % までやるという、私はそういう意味で言っているわけではないし、だからボランティア活動の何も交付税が減らされるわけではないんだし、だから 5 % 戻して、それをあのボランティアをやっている人らにはそれだけ戻してやるというあれだと思うんですよ。まだ職員の給料だの、あれもボーナスもまだ人事案勧告でまた上がって、職員は上がって、議員は上がっているけれども、あんたらは何で私のあれは戻さないんだというふうになるでしょう。

別に、私らも議員の給料も、三役もみんな戻せと言っているわけじゃないんですから。私はそれを言っているんですから、ボランティアだけ、みんなボランティアを本気になってやっているのに、民生委員だってなんだって、みんな大変な仕事をやっているわけだから、だ

からそういう意味で言っているわけだから、だから早くみんなどのぐらいかかるんだか出し
てもらって、それからやっぱり村長もいい方向で考えてみてください。

村長、答弁をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

最低賃金も上がったりしているものですから、そういったところも加味しながら前向きに
検討していきたいと思いますが、ただ当時のことを全部調べて、それからちょっと時間をい
ただいてお示したいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そういうように早く言えば、私もほかの、消防団ばかりだと私は思っ
ていたものですから、消防団とか民生委員かなと思っていたものですから、それを言っただけ
の話であって、やっぱりそれだけみんな思いやりを持って、みんな村のために働いてもらっ
ているんだから、やっぱりそれなりのやつを、全国、県全体で何番目とかそれは関係なく、
天栄村は天栄村独自のやつをやってくれればいいと思うから言っただけです。

では、それはよく調査して、総務課長は私に報告というか、みんなに報告してもらいたい
と思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員の一般質問は以上で終了します。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4 番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4 番、馬場議員。

〔4 番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4 番（馬場吉信） それでは、通告どおり一般質問を始めます。どうぞよろしくお願いしま
す。

今後の天栄村におけるDX推進について。

令和2年12月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定さ
れ、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニ
ーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さな
い、人に優しいデジタル化～」、このようなことが示されました。

自治体において、デジタル技術やAI等の活用により住民の利便性を向上させ、業務の効
率化を図るとともに、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求めら

れております。

この上で、村は住民の利便性を向上させるデジタル技術を活用した取組として、現在どのようなサービスを行っているのか。また、今後どのようにしてD Xを進めていくのか伺います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

現在、村では、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション、D X推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化等について、重点的に取組を進めているところであります。

このうち、住民の利便性向上を図るためのデジタル技術を活用した取組といたしましては、村公式L I N Eによる行政情報の配信や住民通報サービス、各種証明書のコンビニ交付サービス、マイナポータルのぴったりサービスを利用した引っ越し手続などを実施しております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、12月より「書かない窓口」の運用を開始しました。

今後は、D Xを進める中で、住民誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう、現在実施しているスマホ教室の開催などのデジタルデバйд対策をさらに充実させるとともに、2040年問題を見据え、デジタルの力を活用した地域課題の解決や魅力の向上を図り、住民一人一人がデジタルの恩恵を受けられる村づくりを進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 住民の利便性向上を図るため、様々な取組をしていることは了解しました。

これからデジタル化を進めるに当たって、何についてもマイナンバーカード、これが必須になってきます。

村では、取得率を上げるためにどのような取組をしているのか。また、近隣町村のデータ等があれば、それも参考にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及をするために、休日窓口を開設しまして、行政報告でも申し上げましたとおり、今年度につきましては村の文化祭のほうで開催しまして、42人の方が申請いただきました。

また、平日窓口等におきましても、保険証のひもづけ等のサポートを行っております。

また、体の不自由な方とかで、役場に来られない方がいましたら、家のほうに出張受付で
出向きまして、そちらのほうの申請のサポートも実施しております。

また、取得率につきましては、天栄村におきましては86.9%となっております。近隣市町
村につきましては、鏡石町で82.3%、須賀川市で88.8%となっております。間違いました。
須賀川市で80.8%となっております。すみません。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 取得率の件に関しては、了解しました。

天栄村、須賀川・岩瀬管内で、天栄村が86.9%ということで、一生懸命皆さんが推進をし
たということで、この数字になっていると思います。

それで、これからこの取得率をもう少し底上げをしていくということになると、なかなか
容易ではないと思いますが、マイナンバーカードの普及拡大が、今後行政運営の効率化や、
地域の持続的な発展につながる大きな要素になってくると思います。

そこでお聞きしますが、このほか庁内内部でD X、これの取組を行っている内容について
お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 参事兼企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

内部の取組状況でございますが、D X推進に当たっては、従来のやり方にとらわれないよ
うに、各課の職員の意識改革が一番重要であると考えております。

このため、村では今年度、県のI C Tアドバイザー市町村派遣事業というものを活用いた
しまして、職員向けの研修会や勉強会などを行っております。勉強会などを定期的に行うこ
とで、全ての職員がD Xの必要性を理解しまして、全職員で共通認識を持って自治体D Xを
推進していきたいと考えております。

今後も、定期的に勉強会を行って職員の意識改革を図り、デジタル化をできるものから進
めていく予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

内部でも職員の勉強会を行い、意識改革を図っていくということですが、従来のやり方に
とらわれることなく、変化に向き合うD X推進をしていかなくはないというふうにし
ています。

デジタル化したことで、住民の利便性を向上させる例としては、先ほど村長答弁にあった
ように、村公式L I N Eによる情報配信として、防災無線情報をL I N Eで発信することで、
聞き逃しの可視化、見える化、視覚、聴覚障害の方などにも情報伝達手段としてとてもよい

ことだと、有効であると思います。

また、コンビニ交付サービスなども、日中働いている世代にとっては、とても便利になり助かっているというような話も聞いております。

このように、デジタル化することにより、住民が時間を有効に使えるサービスを取り入れていってほしいと、今後についても思います。

そこで、村として、さらに住民の利便性向上を図るために、今後どのような取組をしていく予定なのか、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 参事兼企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

今年度、村では、係長以下の若手職員によるD X推進員を各課に配置しまして、全庁挙げてD Xの取組を進めるための推進体制を構築いたしました。今後は、I C Tアドバイザーの支援を受けながら、D X推進員を中心に各課の業務の洗い出しを行いまして、業務の効率化を図っていきたいと考えております。

また、これまでも住民にとって利便性の高い行政サービスとして、オンライン化のほうを進めてまいりましたが、さらに住民サービスの利便性向上に向けて勉強会などを開催しながら、便利で住みやすいと言っていただけるような村づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 了解しました。

これから多様化するD Xニーズに対し、先にまずは庁舎内のD Xインフラを推進して、住民に分かりやすい情報配信をお願いしたいというところですが、担当課の業務、担当課それぞれの業務で負担がかかることが予想されます。

その点、村長にお尋ねしますが、軽減化策、考えですけれども、そんな考えがあればちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

人口が減る中で、仕事が増えつつある。これは、もうデジタル化、D Xを推進していかないと、なかなか今度はやりこなしていけない。職員も仕事が増えつつあるということなので、今、D X推進に努めておりますが、1 課だけで背負うのではなくて、今ほど担当課長からも答弁させていただいたように、庁内職員全員がD X推進というようなことで、各課に1 名を置きながらそれを広げていくというような形で、なるべく負担にならないような取

組をしておりますが、ただ今が一番、紙ベース、パソコンを使ったりデジタル化というようなことで、負担がかかっている。そこを外部講師を呼んだり、先進地の視察に行きながら、前例をいろいろ聞くと、もう少しやり方があるものですから、そういったやり方を進めていくというようなことで取り組んできております。

また、いかに村民の皆様に伝えるかというようなことで、今、公式LINEについても、村民の方々に登録している方々が1,400人までなりましたので、ここをさらに増やすことによって、情報の通知、これまでは紙ベースであったものがなかなか伝えたい人に伝えられなかったというのが、手軽に伝わるようになってきたものですから、そういったところと、あとは道路であるとか橋梁、あとは水路の損壊している箇所なんかも写真を撮っていただいて、それを送っていただくと、それによって対応できるようなそんな取組もしたり、オンラインのサービスでマイナンバーカードを使うと、そちらで24時間、365日対応できるというようなことで、職員の負担軽減にもつなげてきているものですから、そういった取組もさらに進めながら、1課だけに負担がかからないような取組を今、進めているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 分かりました。

自治体DX推進は、地域社会や住民の利便性向上、何度も言いますが、行政効率の向上、コスト削減、これが目的であります。一過性の取組ではなく、長期的な視野に立った持続可能な発展を目指す必要があります。導入のイニシャルコスト、あと維持管理、更新も含めませんが、ランニングコスト、これなども財政の計画的な予算措置も必要になってきますので、その辺も踏まえて進めていっていただきたいというふうにお願いします。

やはり現状、これからを見据えますと、DX推進なくしては地域、我が村の発展はないというふうに思っております。これらを念頭に、課内の業務、担当課長をはじめ皆さんで見直しをしていただいてDX推進、ここに寄与していただきたいと思っております。

参考事例になりますけれども、今年の7月、既に皆さんホームページでご存じかもしれませんが、郡山市、これではDX取り組む上での指標ということで5レス、5つのレスを掲げました。皆さんご承知かと思いますが、一度ちょっと話ししてみます。

まずは、ペーパーレス、キャッシュレス、カウンターレス、ファイルレス、ムーブレス。

内容につきましては、ペーパーレスは、紙資源からデジタル化にしようということですね。キャッシュレス、これはお客様の事情による支払手段、これも受け入れましょうと。3番目、カウンターレス、24時間、365日、どこからでもアクセスできる市役所。それとファイルレス、4番目、台帳類のデジタル化、データベースの活用による行政事務の効率化というふうなことで掲げております。5番目、ムーブレス。あまり聞き慣れない言葉ですが、要はウェブ会議等を活用して、移動のロスを減らしようということになっております。

詳しくは、郡山ホームページ、5 レスの推進ということで載ってございますので、関心のある方はご覧いただければと思います。

以上で、私の質問を終わりますが、何分、皆さん庁内挙げてDXに取り組んで、その中からよりよい住民サービス、これにつなげていくことをお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。2 時50分まで休議します。

（午後 2 時 3 3 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2 時 4 8 分）

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 次に、3 番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3 番、吉成議員。

〔3 番 吉成邦市 質問席登壇〕

○3 番（吉成邦市） それでは、天栄村会議規則に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

村内製品のブランド化について。

現在、村内において多くの製品が生産されており、道の駅などで販売され、多くの消費者にご購入いただいております。そして、村ではこれらの製品のブランド化に向け、協議会を立ち上げ、PRを行っているものと思います。

そこで、ブランド化推進協議会の活動内容と、それぞれのブランドとしての認定している製品は、どのような基準をもって選定されているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村内製品につきましては、米、野菜、加工品など多様な品目が生産されており、全国に自慢できるものが多くあると認識しております。

その中で、村では、地域農業の継続を図るため、村内で生産面積が最も多い、良食味と言われていた米に着目し、平成19年に県、JA、農業者団体などで構成する「天栄米」ブランド化推進協議会を立ち上げて、本村で生産される米の品質を確立し、おいしさをPRするな

ど、米のブランド化に取り組んでまいりました。

天栄村ブランド化推進協議会につきましては、これを継承し、平成27年からは、米を中心としながら他の農産物等においても普及を図ることを目的に加え、村食味コンクールの開催や、米食味鑑定士協会が主催する米食味分析鑑定コンクール国際大会への参加、新規作物等の実証事業、雑誌等への広告掲載など、PR及びブランド化に向けた事業を行っております。

ブランドとして認定している产品及び基準につきましては、これまで定めておらず、認定はしてございませんが、村内の農林産物や加工品等で、安定した生産、出荷が見込まれ、所得につながるものが期待されるものや、良品質で広い地域に誇れるものなどについて推進を行うとともに、引き続き販売促進、PRに努めてまいる考えであります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりましたというか、今、ブランドとして製品の認定は特段基準を設けていないということだと思うんですが、やっぱりこのブランド化の部分として、こういう推進協議会を立ち上げているのであれば、様々な製品において、ブランドとしての認定、そしてPRというのが必要になってくるのではないかなというふうに感じておりますが、その基準を設けるつもりがあるのか。

また、そういう基準、以前、昔ですが、推奨物産というものがあまして、推奨物産というのはシールを作って、それを貼って、販売したというのがございます。そういうのは、推奨物産の選定委員会で推奨物産になったものについて使えると。これは個人であろうが、お店であろうが、全てそういうふうな形でやっていたんですが、そういうものをこれから立ち上げる用意があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

基準の選定ですとか、村でのブランド認定ということに関しましては、議員おっしゃられたように、昔、推奨品という形であったり、平成27年度にそういった認証をしてはどうかというところで検討がなされたところでございます。

その中で、なかなか難しい部分としますと、生産の継続性であったり、その供給量、あと他地域との差別化ですとか品質、そういったものを誰が認証して、どういった基準のもので選別するのかなというのが難しい部分がございます、なかなか前に進んではない状況であります、ブランド化においてはそういった一定の品質、そういったものを多く広げるというのは大事なことだと思いますので、その辺は今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっぱり今までですと、よく村のほうでは、ヤーコン、米、ネギという

ようなことで、三大ブランドというような形でやっておりました。それは、どこに行ってもヤーコンやっていますよね、お米やっていますよねと声は聞かれているんですが、先般、ヤーコンがテレビに取り上げられているわけですが、生産量が大幅少なくなっているというのがありますし、食べたことないという近くの人もいるような感じになってきて、生産面積が減少するとともに、ブランドとしての価値がだんだん下がってくる。

ましてやヤーコン、実際には人気のある商品だと思いますし、季の里でも買いに行きたいというような人もいたりするわけですが、一旦ブランドとなったものが、こうやって生産面積が落ちてくるというのは、やっぱり村としても、そこのでこ入れというか、そういったものやっつけていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですね。これは生産が減るというのは、やっぱり何につけても所得が問題だなというふうに思うんですよ。やっぱり、どれだけ付加価値をつけて高く売れるか。

ヤーコンについては、県内では唯一の特別栽培の認証というのがあるわけでございますので、そういったものもやっぱりきちっと外に出しながら、販売金額の確保と面積の確保というのをしなければいけないと思いますが、その辺の村としての関わり方というのはどのような形でやっつけていけるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、ヤーコンにつきましては、当時、一番多いときで2ヘクタールほどあった面積が、現在ですと20アールということで、大幅少なくなっております。生産農家についても高齢化が進んでおりまして、なかなか所得にはつながらないというところで認識をしております。

ただし、天栄村のヤーコンにつきましては、甘味料としてステビアを使ったり、それから特別栽培の認証を取得したりということで、差別化を図った生産ということでPRをしておりまして、そういったものを前面に出しまして、なおかつ若手が少しでも取り組めるような、そういった新規就農者向けにも特産品として取り組んでいただけるような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ヤーコンの面積が少なくなっているのと、やっぱり販売する場所と食べられるところとか、売れないから少なくなってくるというのは普通のこういう產品です。なので、せっかく今回、季の里天栄があれだけ大きくなって、今日のお昼もちょっとあそこで食べたりはしているんですが、ああいうところで突き出しとか、付け合わせにヤーコンのきんぴらが必ず出るとかというふうなことで、生産の手助けをしたりしてPRにもつな

がったりというようなことで、道の駅2つあるというようなことですので、上の道の駅はヤーコン定食とかというのがありますので、下のほうでもそういったものを考えて作っていただいたらいかがかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

ヤーコンについては、確かに羽鳥湖の道の駅のほうでは、定食にきんぴらをつけたりですか、定食を作ったりということでやっておりますが、季の里のほうでは、まだそこまでしていない状況でございます。

ヤーコンに限らずネギですとかも一品として添えるなど、そういった活用についても前向きに進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ぜひ、考えていただきたいなと思います。

そして、米は今、季の里においても大分売れるというふうなことを聞いておりますし、ネギも大分人気がいいということですが、それぞれこの産品、特に農作物なんですが、どのような形で天栄産ブランドというのを考えているのか。

これ、この間の鏡石と天栄の町村議会協議会の中でも、講師の方がおっしゃっていましたが、属地なのか、属人なのかというふうなことで、やっぱり属人であれば、天栄村に住んでいる人は、どこで作っても天栄産のものとしてやっぱり応援していただける。属地であれば、よそで作ったものについては応援できないということになります。

ただ、やっぱり住民登録をして税金払っているというようなことだと、やっぱり属人、特にお米なんかは属人で、須賀川に作ってようが、長沼で作ってようが、天栄村の住所があれば、天栄村で全て水田の経営面積の調査なんかを行うというようなことになっていますので、その辺についてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

明確な答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、お米に関しましては私もずっと携わってきまして、やはり属人という形で進められております。

ただし、いろんな生産組織とかにおきましては、どうしても天栄村の土地で取れたものみたいな形で差別化するような団体もありますので、その辺は今後統一化できるものか、検討は進めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市）　そうですね、多分、そういった土地につくもの、あとは人につくものというのがあると思いますが、今こうやって生産面積を増やすということになると、やっぱり役場の手が届く、ましてや行政とか農協さんが手が届くようにするには、やっぱり属人でないとなかなか難しいんだろうなと思います。

土地を幾らここに持っていても、よその町村から来ていたのでは、その人とお話をするというのはなかなか難しいですから、なるべくやっぱり農作物、そういったものについては属人でいくべきなんじゃないのかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今、私がお話ししているのは農産物だけというふうな形でお話ししているんですが、推奨物産につきましては、農産物じゃなくて、それこそ天栄村で生産される全てのものというふうなことで、以前はやっていたと思うんですね。お酒に貼ったり、おまんじゅうに貼ったり、様々そういった作った工芸品に貼ったりというようなことですが、そういったものもブランドとして、やっぱりPR、そして外に出していくというのが必要だと思っております。

なぜかといいますと、この間、町村の議員協議会で視察に行きました山形県の河北町さんなんですが、これは東根の隣というようなことで、サクランボ等が有名で、昔は紅花というのが有名だったということですが、天栄村も一生懸命がんばれ天栄！応援寄附金をやって、寄附金、ふるさと納税やっているんですが、ふるさと納税が令和5年だと14億5,000万と。5万人の町ですが14億5,000万で、庁舎を建てるために積立てをして、40億きっちりためて建てたというようなことを聞いております。

天栄村ですと、村長が何回かこの場でお話ししているように、小学校の建て替えというようなことだと、約40億ぐらいかかると。

そういうふうなものにも向けて、やっぱり、見せていただいたら、河北町さんのふるさと納税のふるなびとか、そういったポータルサイトに載っているアイテム数が355アイテムがありました。すばらしい。上は15万円ぐらいから、お米だけでも10万円を超える寄附金のアイテムがあるというようなことなので、様々な、それでフルーツなんかも年に4回とか3回で詰め合わせを送る。ですから、1回来た人を逃がさないというような、そういう取組をしているんだなというふうに、行って、その後帰ってきていろいろ調べさせていただきましたけれども、そういうふうに感じました。

やっぱり、そういったものについては、特に見習うべきだなと思いますし、これから行政需要がますます増えてくるというふうなことになりますと、全国でふるさと納税は奪い合いというか、同じ税金の中でのやり取りというようなことですので、奪い合いにはなると思います。

そのためにも、やっぱり今言ったような推奨物産、村が認定していますよ、地域が認定していますよ、そういうものがまず安心につながりますし、そういったものを複数組み合わせることによって、やっぱり継続していただける。1回の秋の新米だけでなく、新米と例えば野菜、新米と果物というふうにしますと、秋と春、夏というふうなそういう循環を、1年間天栄村の産品が来るなというふうなことがあったら、すばらしくいいんじゃないかなと。

それを河北町さんはやっているんですね。60キロのお米を、20キロ3回で12万幾らでしたか、ですから12万円のやつをもらおうと思ったら、なかなか設定が難しいなとは思っていたんですが、ああやっぱり10万円超えて、米だけでも10万円超える、こういうアイテムがつくれるんだなというふうに思って感心して見ていましたので。

それと、やっぱり村内には、そういうパン屋さんとかお菓子屋さんとか、そういったものもありますので、お米とパンとかお菓子というのも組み合わせたり、そういうのができるようになったらすばらしくいいんじゃないのかなと。今だと、見せていただくと、やっぱりお米とお酒が何か中心というか、やっぱり一番前面に出てきていますので、そういうちょっとしたものも含めてバリエーションをつくって、アイテム数をつくることによって、いろんな、今、多様なニーズと言われている世の中ですから、そういうニーズに合わせたものをつくっていったらいいんじゃないのかと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

ふるさと納税の種類を増やしてというようなご意見でございますが、今うちでやっているものについては、組合せのセットというのは、なかなかちょっと数少なく、今おっしゃられたようにいろんな米とみそとか、酒とお米とかというような組合せを今後考えて、少しでも多く種類のほうを掲載できるように進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 組合せを考えていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思いますが、なるべく新米と春とか、新米と夏、また野菜、キュウリ、岩瀬きゅうりももちろん有名なキュウリでございますので、キュウリと冬の間でできるそういうみそとか、時期が必ず2つになるような、そういったもので1年間楽しんでいただけるようなものが考えられればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、農産物というかそれ以外でも、今後ブランド化、今までヤーコンとかお米とか、やっぱりいろんな形で皆さんご苦労されてここまできているわけですが、やっぱり固定してしまうと、なかなかこの先リピートするものがないというようなことも考えられますので、

新たなそういったブランドになる作物、そういったものを考えているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

新たな産品ということでございますが、令和元年度からマカの栽培に取り組んできたみたいなことを、現在やっております。

その前にも、ヤーコンなどもそういった形で取り組んできたという経過がございますので、所得になったり、生産面積が増えたり、若手が取り組みやすかったり、そういったものは継続して検討は進めていかなければならないと考えておりますので、現段階では取り組んでおるものはございませんが、そういったものが見いだせれば、新たに実証としてまた取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

マカというお話が出ましたが、何か聞くところによると、あまり面積が多くなくなってしまっているというのと、そうすると、今、マカカレーとかというのも作っていらっしゃるんですけども、今後そういったものの手当てが、今のヤーコンと同じように、どんどん面積が減ることによってできなくなってくるというような形になりますが、マカの減っている理由について、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

マカにつきましては、令和元年から新規作物の実証ということで5年間取り組んでまいりました。

当初、1名でスタートしまして、3名ということで生産をしておりましたが、なかなか地域性に合わないというところと、その買取り先での需要と供給のバランスがなかなか難しいというところで、実証は令和5年度、昨年度で終えたところでございます。

しかし、一緒に加工品、そういったものの開発も進めておりまして、加工品につきましては、両道の駅を中心としまして、一定程度の販売額は今も見込めている状況でございます。

今年度につきましては、実証期間が終わりましたが、3軒の農家のうち1軒の農家が、せっかく加工品としてこれだけ売れているものですので、少しではありますが取り組んで継続していきたいということで、現在も栽培されておりますので、そういったもので加工品として、今後販売をしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 分かりました。

マカが土地に合わないというか、そういったものがあるとは思いますが、そういったものはやっぱり天栄村でも様々な土地があると思いますので、もうちょっとずつ増やしていったら、もうちょっと何とかなるのではないのかなと思いますけれども、ただ聞いた話なのであれですけれども、マカは自分たちで自由にできないんだという話があって、それではしょうがないよねということだったんですね。やっぱり、自分たちが生産して販売できる、そういうものでないと、やっぱり継続性というか、所得の向上にもつながってきませんので、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

マカにつきましては、議員おっしゃられたように、もう買取り先が決まっているということで、そういったマカの協会がございまして、そこから種ですとか苗を仕入れるんですが、結局、全量作ったものは一旦買戻しというか納めまして、そこから逆に買い受けて加工品に回すという形でしか今現在利用ができないという難しい状況もございまして、打開策があれば、そういった形で進めたいと思いますが、マカに関してはなかなか難しいという現状もございまして。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 分かりました。何か植民地支配みたいなことやっているんだなと思っていますけれども、それはなかなか難しいですね。やっぱりそうですか。

このブランド化というふうなことをお聞きするに当たって、まず私もいろいろ考えているんですが、村長にお聞きしたいなと思っているんですが、このブランド化というのは、やっぱりどういうふうなコンセプトでやっていったらいいのかなというのが、一番、自分としても悩んでいるというか、自分の個人のブランドも立ち上げていますが、村のブランドとして、どうやってコンセプトをつくっていくかというのを、少しでも考えればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

私も村長として就任してから、村のブランド、3大ブランドというようなことで、PRもしてきて、トップセールスも行ってきた中で、年々回数を重ねる上で、天栄米というのは皆さんからも認知される、マスコミからも取り上げられるというようなことで、それだけ生産

者の皆さんも、研究に研究を重ねて食味のいいものを作ってきました。長ネギも同じ、そしてヤーコンもそうなんですが、出口の部分、売り先。ブランド化を図っても、なかなかそれが価格に、収入所得に反映されないと、なかなか継続していかないというようなことでございますので、ここについては、天栄ブランドというのが、今、もう皆さんいろんなところで天栄のものはすばらしいねと言われるぐらいまでなってきましたので。

今後は、村で安定した、そして品質の良いものがある程度生産できれば、先日もＪＲ東日本大宮駅での物販というようなことをやらせていただいて、店というか売り場を広げる前に、もう欲しいという方々が出てくるぐらい人気なものになってきていますので、また今後はさらなるブランド化を図るとともにＰＲをしながら、生産者の皆さんの所得が上がるような取組が持続可能な農業につながってくると考えていますので、そこをしっかりと取り組んで、そして品質のいいものを安定的につくられるというような進め方をすることが、村としてもそこは重要ななと思っております。

そして、また内部で、地産地消という部分で、学校給食についても、子どもたちがおいしいというもの、そして安心・安全なのはもとより、安全・安心なそういうもの、有機のものをさらに広げていきたい。

今の需要に応じた中で取り組んでいければ、このブランド化の意味合いが出てくるのかと思っておりますので、担当課共々、そこはしっかりと生産者の皆様を支えながら進めていくことが、村の発展にもつながると思っております。

○議長（大須賀溪仁） ３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市） ありがとうございます。

村長から品質安定というふうなことで、ブランド化に向けて取り組んでいくというようなことをお伺いしましたので、ひとつ安心しております。

そういう村長の姿勢が、やっぱり職員、そして村民、生産者というようなことで伝わっていくのではないのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいなと思います。

そして、品質安定という中の、もう一つ私がいつも考えているのは信頼、これがやっぱり一番のブランド化の要なんじゃないのかなというふうに思います。やっぱり、相手を裏切るような品質では話になりませんし、それによって、売れたから高くするんじゃなくて、高くても売れるというものをつくっていく。そのためには、品質を高めるためにいろんな努力をして、最初から高くても、武士は食わねど高ようじではないですけども、売れなくてもやっぱり我慢して我慢して売っていかないと、やっぱりこういったブランドというのは育っていかないのではないかなというふうに感じております。

そして、米、ヤーコン、ネギというようなことでお話ししましたが、キュウリ、ナス、こ

れがやっぱり村の野菜の面積の中では大きい部分だと思います。

キュウリに関しては、秋田ブラックというのは聞いたことございますか。秋田ブラックというのは、1箱もう完全に通常のキュウリよりも1,000円プラス、2,000円プラスという金額で売られているわけです。黒い箱に入っている。これはもう必ず目ぞろえもしっかりしているし、全て自信を持って出す。

私も、現役時代は、天栄ゴールドというキュウリが作れたらいいねという話をしたことがあります。そういうものを1つ、キュウリでもナスでも、何でもそうです、インゲンでも。まず、本当にその地域で育った野菜の中で、これはすごいと。この生産者たちが作ったものは、やっぱり高く売らないと絶対うそだよねというものを、生産者の方と手を、タグを組んで、そういったものを作って、そしてさっきのふるさと納税のほうに出していく。やっぱり違う、天栄の野菜は違うよね。特に、ふるさと納税で来るものについては全く違うんだというような、そういうものにしていただければなというふうに思っております。

もう一つが、米食味分析鑑定コンクール、これが来年、須賀川でプレ大会というようなことですので、隣町というか関連市町村としては、どうやったってこれは金賞を取りにいくというようなことで考えているんだと思いますが、その辺の推進について、ちょっとお話を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

米食味分析鑑定コンクールの国際大会につきましては、令和8年度に須賀川・岩瀬ということで、中通りで開催されます。その後、9年度に会津若松、10年度に浜通りという形で、3回の福島県連続の開催が決定されております。これ向けまして、須賀川・岩瀬地域におきましては、今年の8月に実行委員会を設立いたしまして、現在、いろんな協議を進めておるところでございます。

その中で、一緒に勉強会をしましょうよとか、天栄村で金賞を取られている方がいらっしゃるんで、そういったところに勉強に来たいですよというお話もいただいて、実際、今年、会津若松市のほうで天栄村に視察に来られたり、その中で浜通りの方もいらっしゃるということで、大分興味をお持ちになられて、せっかく福島県でやるのに金賞が取れないということでもしょうがないだろうということで、各方部での生産者の意欲も高まってきているのかなと思います。

また、村のほうでも、米栽培研究会を中心にしまして、そういった中でしっかりと取り組んで金賞受賞者が出るように、増やせるようにということで取り組んでいこうという意識が醸成できておりますので、それをさらに頑張って取れるようにということで、引き続

き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 天栄村は先進的というか、この米食味分析鑑定コンクールでは県内一、受賞者の多い村だと思いますので、ぜひ周りの市町村にもご指導いただいて、福島県全体で迎え撃つというふうな形を取ってもらえるような、またそうはいいいましても、やっぱり天栄村が金賞を取らないとしようがないので、これはやっぱり一番そこは気をつけていただきたいなというふうに思っています。

これは先日、会津でたまたま知り合いの方が、お米の試食会をやるので、吉成さんも出してみませんかと言われて、ちょっと出したんですけれども、やっぱり会津に行くというのはちょっとハードルが高くて行ったんですけれど、もうほとんどの人が、やっぱり天栄の米はうまいねと。もう会津でのそういう評価が出るとは私も思っていなかったもので、ああ会津にもやっぱりこういう評価が、天栄村の評価というのはそういう形でもう伝わっているんだなというふうに思っていますので、すごいなと思っております。

その迎え撃つ、特にこんなことを言うにあれですけれども、飛騨高山が物すごい強いものですから、飛騨高山を迎え撃つに当たっても、天栄村がプレ大会、本大会続く中で、やっぱり事前に、今も食味計でやって測っていただいて、各農家さん、本当にレベルが上がっていると思います。

でも今回、全国コンクールと村の食味計の事前のチェックをやったんですが、あまりにも皆さん差が多いというふうなことを、私も感じていますし、周りの方々もそういうふうに言っております。やっぱり、あの機械を買ったのは17年前、18年前ですので、中の型式も変わっていますし、私もいろいろ調べたんですが、もう方式が変わっているというふうなことです。なので、やっぱりこの3年間に向けて、機械もきちっと全国コンクールに合わせて、ここでもう事前のそういう準備がきちっとできた上で、やっぱり全国に向かっていくというふうなことをしていただきたいなと思っていますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

天栄米のブランド化を図ってきて、今、議員が職員時代からここまでやっぱり取り組んできた成果が、今年顕著に如実に現れたというのは、先日、J A夢みなみの会議がありまして、農協が米が集まらないんだと。なかなかJ A夢みなみ管内の米が集まらないと。全体でどのぐらい集まったかと、81%と。特に、天栄村は65%ぐらいなんだと。それだけ米を集める集荷の一般の業者が、天栄の米はうまいと。これだけのやっぱり評価が上がってきたんです。当然、これはずっと続けてきた成果が上がっていると。

今、機械の話が出てきて、もう本当にそれだけ古くなってきているというようなことなものですから、これは生産者の皆さんの、当然、良食味の米作りにも向けて必要性も分かっていますし、また穀粒判別機につきましても、その必要性というのも重々分かっていますので、この機会に、そこの２点について、味度計まではなかなか難しいのかと思いますが、前向きに検討して、議会のほうに提案をさせていただいて進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） ３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市） あまり褒められると、次にしゃべりづらくなるなというのがありますが、今言われたように、やっぱりこの機械というか、事前のチェックというのは物すごく大事で、こんなことができるのは、やっぱり天栄村は小回りが利くからだと思っております。

やっぱり今、村長が言われたように前向きに検討していただけるということなので、それこそ本当に味度計まで入れられれば最高でしょうが、なかなか味度計はぶれが多いので、そこまではどうかと思いますが、やっぱり小回りの利く、そういったすぐに打って響くような行政ができるというのが、こういう小さい村の一番のメリットというかアドバンテージだなと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいなというふうに思っております。

長々とこんな形でお話をしましたが、全て、やっぱり村民の所得向上、そして住んでよかったと思える地域をつくる、そして村長がよく言っています稼げる地域、こういうものをつくるのには、やっぱり稼げるというのは、面積いっぱいやって体がくたくたになっていたのでは話になりませんので、やっぱり単価を上げる。そして、あそこだったら農業やってみたいよねと思えるような、そういう地域にさせていただくために、皆さん、議会も一生懸命応援しながらやっていきたいと思っておりますので、今後とも製品のブランド化に向けて邁進していただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） ３番、吉成議員の一般質問は以上で終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 ３時 27 分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月4日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号 天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第5号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第6号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石 塚 喜 吉
3番	吉 成 邦 市	4番	馬 場 吉 信
5番	大 浦 トキ子	6番	服 部 晃
7番	小 山 克 彦	9番	円 谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊 田 喜 八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 副 村 長 揚 妻 浩 之

教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭
産 業 課 長	芳 賀 信 弘	建 設 課 長	櫻 井 幸 治
湯 本 支 所 長	星 淳	教 育 課 長	関 根 文 則
生涯学習課長	黒 澤 伸 一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	大 野 一 幸
書 記	鈴 木 政 則	書 記	渡 邊 久 美

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、体調不良のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 齋 藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

交通安全母の会の担い手確保について。

現在、村と各行政区が密接な連絡を保ちながら、交通の安全と交通道德の高揚と交通事故の防止を期し、併せて地方文化の向上と明るい家庭をつくることを目的に、天栄村交通安全母の会を組織しておりますが、少子化等の問題により各行政区からの選任が困難な状況となっております。

そこで、村は、担い手の確保をどのように考えているのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

お答えいたします。

村交通安全母の会は、家庭や地域において子どもたちの安全を守り、交通安全教育を推進するため、村内に居住する母親及びこの会の趣旨に賛同する女性をもって構成し、主な活動

は、全国交通安全運動期間中の小学校周辺での街頭指導などを行っております。

しかしながら、少子高齢化の影響により各行政区からの会員の選出が年々厳しくなっております。行政区長及び現会員の皆様のご協力のおかげで担い手を確保していただいている状況であり、会といたしましては、これまで活動内容の見直しを行い、会員の負担軽減を図ってまいりました。

今後は、情勢を見極めながら、村交通安全対策協議会などと連携を図り、今までの活動を継続しつつ、体制の在り方について検討してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今年、会則の改定があり、副会長が3名から1名になり、理事が各行政区毎に2名から3名を1名から3名に改めとなっておりますが、現在の人数は何名から何名に削減されたのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、会則の改定が令和5年度に行ったものですから、その前の人選の部分で45名でいただいております。今後、その改正が施行されましたので、この次に関しましては若干少なくなるかというふうに思っておりますが、令和2年、3年が46名で、令和4年、5年が45名ということで、その部分でしたら1名という現状でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

母の会のほうの多分任期が2年ということで、来年度変更になるということは理解いたしました。

会則には次の者をもって組織するとなっており、当然、母の会なので、先ほど村長のほうの答弁にありました母親、その他この会の趣旨に賛同する女性というふうになっておりますが、例えば、近年はジェンダーレスというふうに言われておりますので、男女区別なく入会していただいて、交通安全父母の会という名称変更を変えて人員を確保していくということはいかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどのご提案でございますが、今の時代、そういったところもこれから加味しなければ

ならないかというふうに思っております。ただ、組織的には福島県の交通安全母の会という組織がございまして、そちらとの兼ね合いもございますので、その辺はちょっと今後協議して進めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

村には交通安全協会天栄支部という組織もありまして、こちらも上部組織というか支部等もありますので、こちらのほうの活動内容も母の会と重複している点もあるかと思っておりますので、交通安全母の会、例えばですけれども、今の人員を半分くらいにして、組織のスリム化、活動の簡素化に取り組んでいただきたいと、ぜひ、そして村民の負担のほうを減らしていただきたいと思っておりますので、ご検討のほうをお願いいたします。

1 つ目の質問は以上になります。ありがとうございます。

次に、2 つ目の質問のほうなんですけれども、過疎地向けライドシェアについて。

人口減少社会の中で高齢化は急速に進行し、既に人口の4分の1を超えている65歳以上の人口は、2036年には人口の3分の1に増加されると推測されております。出かける手段のない交通弱者は今後も増加し続けます。公共交通は赤字路線となっており、路線廃止の流れを食い止めることはできません。

その中で、今、政府からの補助金で後押しする自家用有償旅客運送、過疎地向けライドシェアが取り沙汰されておりますが、村としての対応を伺いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

現在、村では、地域公共交通の維持や交通弱者対策として、小・中学生や高齢者に対するバス定期券購入補助や、高齢者や障害者など公共交通機関の利用が難しい方に対するタクシー利用助成を行っておりますが、路線バスの運行本数も少ないことから、議員おっしゃっており、交通弱者対策が喫緊の課題となっております。

過疎地域における移動手段を確保するための自家用有償旅客運送、いわゆる過疎地ライドシェアにつきましては、過疎地域において、バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な交通空白地での導入が認められるものであります。

人口減少に伴い、公共交通の維持が難しくなる過疎地域では、過疎地ライドシェアが大きな役割を果たすものと認識しておりますが、現在、村では路線バスも運行されており、また近隣のタクシー会社の営業エリアにも含まれておりますので、交通空白地には該当せず、過疎地ライドシェアを導入することは極めて難しい状況にありますので、ご理解願います。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） 難しい状況というのは理解いたしましたが、過疎地ライドシェアと、こちら11月29日に福島民報の掲載記事で、二本松市のタクシー事業者が県内初で導入した日本版ライドシェアとの違いを伺いたしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

過疎地向けのライドシェアと日本版ライドシェアとの違いについてお答えいたします。

まず、先ほど議員のほうでおっしゃった日本版ライドシェアにつきましては、タクシー会社が実施主体になります。タクシーが不足する地域、時期、それから時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを行うものでございます。主に観光地とか大都市とか、そういうところで導入されているものでございます。

過疎地ライドシェアにつきましては、公共ライドシェアとも言われておりまして、実施主体が市町村、それからNPO法人、観光協会や商工会など各種団体のほうが実施主体となりまして、収益を求めるものではなくて、どちらかという行政サービスや福祉サービスの一環として導入されているものでございます。料金につきましても、低料金で運送サービスができるものとなっておりますが、先ほど村長の答弁にもありましたが、条件といたしまして、交通空白地と認められた過疎地域でのみの実施可能となっているものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

過疎地ライドシェアというもののの中には、交通の利便性が高まる、交通手段の選択肢が増える、安い料金で利用できる、あとは自己の保有車で収入を得られる、過疎地域の交通問題も解決できる等のメリットがありますが、逆に問題点、デメリットというのはどういった点があるかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

ライドシェア制度のデメリットについてですが、先ほど議員がおっしゃったように、たくさんさんのメリットがライドシェアのほうにはありますが、反対にデメリットもございまして、ドライバーがタクシードライバーのように専門的な知識や技術があるドライバーではないために、安全性やドライバーの質に関する懸念も指摘されております。中には、外国ではドライバーによる危害、誘拐なども発生しておりまして、また、運行管理なども法で定められておりませんので、ドライバーによる飲酒運転などの危険、また、先ほど申しました質の問題、それから既存のタクシー会社の収益低下などにつながるのではないかなというような課題など

が挙げられておりますが、先ほど村長の答弁にもありましたが、これから過疎地域が増えてきた場合にライドシェアは大きな役割を果たすと認識しておりますので、今後、タクシー会社の動向を見ながら、総合的にライドシェアだけではなく交通弱者の足の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今、人口減少に伴い、公共交通の維持が難しくなっており、過疎地域での過疎地ライドシェア、大きな役割を果たすものだと思います。今後、日本版ライドシェアを含め、高齢者の足の確保を総合的に考慮した生活交通の在り方について、様々な実証実験とかいろんな方策を検討していただきたいと思います。実証実験、初めてやることであったりしますので、何回も何回も見直して、ぜひこういった交通機関ですね、交通弱者のためになるように検討していただきたいと思います。

私の一般質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 次に、2 番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2 番、石塚議員。

〔2 番 石塚喜吉 質問席登壇〕

○2 番（石塚喜吉） おはようございます。

天栄村議会会議規則に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、定期健康診断の受診率は。

春に行われる定期健康診断の受診率が決算時の質問の中で低かったように記憶しております。そこで、過去 5 年間の受診率の統計を示していただきたい。

また、人間ドックの受診者には補助金の制度があると聞いておりますが、併せて人間ドックの補助金の申請率がどのくらいなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

過去 5 年間ににおける 40 歳から 74 歳までの国保加入者の方と 75 歳以上の後期高齢者の方のそれぞれの健康診査の受診率の状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。

次に、人間ドックにつきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保健事業として人間ドック事業を実施しております。国民健康保険の人間ドック事業につきましては、1

泊2日ドックで健診費用の7割、日帰りドックで8割を助成しております。後期高齢者医療制度の人間ドック事業では、上限3万円の助成をしております。

令和6年度の人間ドック申請者数は、国保100名の募集に対して64人、後期高齢者15名の募集に対して13人でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 資料の提出ありがとうございました。

受診率の統計を見てもみると、やはり受診率が低いと思いますが、村としてはどう考えているのか、村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

受診率が低いということでの村の対応はということでございますが、今回お示しした受診率でございますが、過去5年間ということで、令和2年度からコロナの状況がありまして、令和2年度につきましては住民総合健診ということで保健センターや湯本体育館で行っている集団での健診が実施できない状況にございました。令和3年度以降につきましては、密を避けるために予約を受け付けて集団での健診を実施してきたところでございます。そのため、令和元年度に比較しますと、やはり低い状況がございます。だんだん受診率は戻ってきている状況ですが、まだまだ低いというような状況があります。

年齢的なところで見ますと、やはり40歳などの若い方がどうしても受診率が低いというようなところでございます。年齢が上がるに従って受診率が上がってきている状況でありますので、やはり若い方からまず最初に健康診断を受けていただいて、自分の体の状況を早く把握していけるようなところを村のほうでも周知していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今答弁の中で、総合健診の予約制を行っていると言いましたが、今聞き逃したんですが、なぜ予約制なのか、また、受診者数の制限というのがあるのかお聞きしたい。また、人数制限があるとするならば、なぜ人数制限があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

住民総合健診での予約制になった経過でございますが、令和3年度からこちらの予約制というのが始まったところではございますが、やはりコロナ禍においてどうしても密を避けるというのが1点でございます。そちらについて予約でスタートしたところではありますが、そのほかにも、予約ではなくて自由に受診ができるというような状況ですと、どうしても特

定の日に、例えば日曜日などに受診者が集中しまして、健診にかかる時間がすごくかかってしまうというようなところもありまして、まずはコロナがきっかけではありますが、予約制というところで実施してきたところでございます。

今ほど質問にありました人数制限等については、村のほうでは行っておりませんので、予約で申し込んでいただけますと、時間の多少の変更はございますが、問題なく受診できているような状況にございます。多いからといって受診を断ったりというようなことは行ってはいない状況です。

また、集団健診が6月に実施しておりますが、7月以降は施設健診ということで、指定の医療機関のほうで健診のほうも同じ内容で受けられますので、どうしても日にちが調整できなかった方は施設健診という方法で健診を受けていただいている状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今答弁の中で、総合健診の未受診者に対しては施設健診を勧めているということですが、どのような形でどういうふうを受けてどういうふうにやるという進め方は、役場のほうでどうなされているのか具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

住民総合健診、施設健診も含めての周知方法でございますが、まず今年度におきましては6月20日から、20日、21、23、24、25という日程で集団での健診を行っております。そちらの受診勧奨につきましては、まず初めに2月の税の申告の時期に健康相談と併せて集団健診があるということをお知らせをしております。また、5月におきましては、広報てんえいにおきまして集団健診の案内をしております。また、受診勧奨のチラシにつきましても、対象となる方に案内を行っているところでございます。

6月に集団健診を行った後、未受診者に対しましては7月の広報てんえいで施設健診の周知を行うとともに、未受診者の国保の方についてはチラシを配布して、それぞれ施設健診を受けていただくよう勧奨をしております。あわせて、ホームページでも周知を図っているところでございます。

また、10月以降、農閑期になりますので、まだ健診を受けていない方について周知を図っているところでございます。また、10月には健康福祉まつりでも、機会を捉えて勧奨を行っております。

あとは、12月、1月の広報紙におきまして、集団健診の受診の期限が1月末までとなっているものですから、12月と1月の広報紙で受診の再度1月末までですということでご案内をしている状況で、周知を図っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） ありがとうございます。

先ほども答弁の中で年齢低い人のほうが受診率が低いということですので、今後は男女間、年齢間、地域間での統計を取っていただき、受診率の低い人たちを把握していただき、受診率の向上に努めていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

やはり若い方が受診率低いところで、やはり年齢とともに体の数値のほうの悪い具合も高まってきますので、早いうちから自分の体の状況を把握するためにも早期の健診が重要だと思いますので、こういったところで、議員おっしゃられるように、受診の周知など、そういうことを図っていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） ありがとうございます。

次というか、人間ドックの補助金も申請が行われ、受診結果の通知等の提出が必要ということですが、検査結果提出後の結果ごとに要精密検査指導等の教育というか、そういうことは行われていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 答えいたします。

人間ドックにつきましては、結果のほうはこちらのほうで把握しているんですが、今現在そちらのほうまではちょっと実施しておりませんので、今後実施していきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 2 番、石塚議員。

○2 番（石塚喜吉） ありがとうございます。よろしくお願いします。

今後、少しでも多くの人に健診を実施していただいて、健康な村の推進に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

今の質問は以上になります。

次に、子ども（小・中学生）たちの成育、学力に他市町村との差はあるのか。

村内の子どもたちの身長、体重の村内、他市町村での比較はあるのか。また、児童数も少なくなり、複式学級もありますが、学力の差も、学校間、他地域間、全国平均差はあるのか。公表に問題がなければお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答えいたします。

子どもたちの成育につきましては、身長、体重などを比較するデータは現在は公表されておられません。令和5年度の福島県教育委員会による児童・生徒の肥満に関する調査結果との比較をしますと、本村の肥満傾向の割合は、小・中学校児童・生徒の男子、女子ともに福島県全体の割合を上回っている状況であります。そのため、本村の幼稚園、小学校、中学校では、合同の学校保健委員会を年に4回開催いたしまして肥満対策について協議するなど、子どもたちの健康課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、学力につきましては、今年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました全国学力・学習状況調査の正答率で比較しますと、小学校の国語、算数においては県の正答率とほぼ同等であります。中学校では国語、数学において県の正答率をやや下回っている状況であります。また、福島県教育委員会で小学校4年生から中学校2年生までを対象に実施しております経年変化で個人の学力の伸びを捉えることを目的としたふくしま学力調査の結果を見ますと、学力はどの学年も県と同等に伸びてきております。

今後も、本村の少人数のよさを生かして、児童・生徒に寄り添ったきめ細やかな指導を継続し、一人一人の能力を伸ばす指導をより一層充実させてまいりたいと考えております。

全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学習指導の充実や学習状況の改善に役立てることが目的でありますので、教育委員会といたしましては、各学校に調査結果を受けて成果と課題を明らかにし、学習指導の充実、改善を図るよう指導してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございます。

先ほども教育長の答弁の中にありましたが、先週、新聞記事の中で、県内の子どもの肥満の改善は進まず、県内6年連続全国平均超えとありました。都道府県別で、6歳、16歳、17歳を除いた各年齢でワースト10位に入っているということでございました。

そこで、先ほどもありましたが、村内の子どもたちはこういった体力づくり等の運動の取組を行っているのか、各学校での何か取組はあるのか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答えいたします。

各小学校では、休み時間にマラソントイム等の全校生での運動をする時間を設けたり、外遊びを推奨したりするなど、体力向上に向けた取組が行われております。10月に行われましたいわせ地区小学校陸上記録会におきましても、牧本小の児童が男子80メートルハードルで

優勝するなど、すばらしい成績を収めております。

中学校では、部活動に力を入れておりまして、サッカー部が岩瀬支部大会で準優勝し、県中支部大会に出場するなど、各種大会で大活躍しております。特に駅伝競走での活躍は目覚ましく、村長の行政報告にありましたように、岩瀬支部で優勝、そして県大会でも上位4位に入賞を果たしたというふうなことで、各小学校、中学校では、運動、それから帰宅後のおやつとか食事の取り方についての指導をしております。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ありがとうございます。

次に、中学校においては2学年生がブリティッシュヒルズにおいて1泊2日の異文化体験、英語レッスンやテーブルマナー講座、英語環境を体験しているということですが、各小学校においてもブリティッシュヒルズにおいて学年ごとの合同での異文化体験授業が行われていると聞きましたが、具体的にはどのような学習を行っているのかお聞きしたいと思います。分からないですかね。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答えいたします。

小学校におきましては、統合小学校に向けて、各学年ごとに日にちを決めまして4つの小学校が集まりまして、午前中2コマですかね、プログラムで英語のレッスンを受けたり、あるいはカルケットとかそういうふうな運動を通して、運動のルールをブリティッシュの先生に英語で指導を受けながらというふうなことで実際には学習しております。

今年度から幼稚園も親子で参加するというふうなことで、幼稚園、小学校、中学校全ての子どもたちがブリティッシュで研修をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村内にはブリティッシュヒルズという英国の文化を知る上でもとてもよい施設がありますので、今後も、子どもたちにもっと英語力を高めていただき、英語の得意な小学生を育ててほしいと思います。

今後も引き続き、様々な工夫をした学習を行い、子どもたちが伸び伸びと育ち、よりよい環境づくり、子どもたちが運動に学習に力を発揮できるよう努めていただきたいと思います。

私の質問は以上になります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。

10時50分まで休議いたします。

(午前 10 時 38 分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 10 時 50 分)

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 2、議案第 1 号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 1 ページをお願いします。

議案第 1 号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 3 日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成 12 年天栄村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 4 号中「第 8 項」を「第 7 項」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお願いいたします。

本改正につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容ですが、第 3 条第 3 項第 4 号において、医療費助成の対象となる所得制限額を引用している児童扶養手当の支給制限に係る基準額の規定が第 8 項から第 7 項へ改正となったことから改正するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第2号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 議案第2号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例の制定について。

天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例。

天栄村農業促進ハウス設置に関する条例（平成28年天栄村条例第4号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。

天栄村農業促進ハウスにつきましては、土地の所有者であります湯本牧野利用農業協同組合との事前相談等を行いまして、令和6年9月5日にハウスの解体及び地中熱利用井戸閉塞工事を発注いたしまして令和6年10月10日に完了、令和6年10月18日付で土地利用賃借契約の解除を行いまして賃借土地の返還を行いましたので、このため条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第3号 天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 議案第3号 天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例の制定について。

天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例。

天栄村農村交流施設設置に関する条例（平成28年天栄村条例第5号）は、廃止する。

附則。

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

当該施設につきましては、平成24年度に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で地域活性化に資するための都市と農村の交流施設として整備を行い、平成28年度から指定管理により施設を運営してまいりましたが、令和3年度に指定管理を委託していた団体が解散したため、令和4年度から村で管理運営を行っております。

公民館事業や学校の学習等で使用しておりますが、条例の目的であります都市と農村の交流等を行う方の使用がほとんどないのが現状でございます。当該施設の設置条例を廃止することで、行政財産から普通財産へ移行し、有効活用するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） この交流施設は廃止というふうなことです、なぜ条例の廃止まで至っているのか、今の説明だと使っていないからということですが、使う努力はしているのか、特に公共施設の利用の検討委員会とかもあるわけでございますので、そちらでどのような検討をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） お答えいたします。

今、議員さんから質問ありました検討委員会での検討でございますが、検討委員会での施設の使用に関しての検討はいたしておりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 毎回こういう質問になると、検討委員会で検討する、検討する、検討していただいているという話があるんですが、そういうものをやらずに条例の廃止まで持っていくというのはどういうことなのか、村長、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

公共施設については、これまでもある程度の一定の役目を果たしてきたもので、使用頻度の少ないものというようなことで、行財政改革というようなことを進めてきて、これまでも

旧テニスコートであるとかスキー場、ボート乗り場等、そういったところでもう需要の少なくなかったもの、そういったものの中での判断をして今回の条例の廃止と。いろいろこれまでも指定管理制度を設けて利活用に向けた取組もいろいろしてまいりましたが、なかなかこの活用が伸びてこない。そして、駐車場等の立地等もございまして、そういう活用がやっぱりできてこない。あとは、これまでやってきた都市との交流というようなことで取り組んできて、ある程度そういう交流もできてきて、役目を果たしたという判断の下に今回条例の廃止に至ったということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 役目を果たしたというふうなことを言っておりますが、湯本古民家については、前住んでいた智恵子さんという方のご親族の方から、この施設を残してくれるんだったら無償で寄附するということで、寄附で頂いている施設ですよ。そういうその思いがあった施設をこうやって検討委員会にもかけず、村側の一方的な判断で条例を廃止するというのはいかがなものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

これまでもこの利活用について試行錯誤をしてきた中で、ぜひこの施設を利活用したいという方もいらっしゃいます。やっぱりこの民間の活力を利用しながらこのものを利活用できるのであれば、そのような形を取りたいというようなことで、今後は村としましては、賃貸なり売却なりというようなことで、そのものを有効活用、利用していただけるような、その体制づくりにいくことが村にとっては負担軽減になるものと、そういう判断をさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 言っていることはそのようなことなんでしょうが、ここに指定管理者の指定というのがありますよね。指定管理者では駄目なんでしょうか。指定管理者というのは、その施設をまるっとそのまま使えと、村が管理しながらというふうなことです。それ以外で考えるのって売却しかないというふうな感じになりますが、そういうところも含めて検討委員会というのがあるのに、検討委員会で検討もしないでここにいきなり条例を持ってくるのはいかがかと思いますが、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

ご指摘の件は分かりますが、私も就任してから羽鳥湖に浮かべたボートの乗り場というよ

うなことがありまして、こちらも指定管理ではやっていたんですが、費用対効果と、ちょうど観光シーズンに水がないというような状況があつて、この利活用、いろいろまだまだこの羽鳥ダムを管理している阿武隈調査事務所などとも意見交換しながらはやってきてはおりますが、議員も担当していたときもやっぱりあったかと思うんですが、なかなか村として利活用できないというのは、村としての負担軽減、少しでも軽減をしていく、指定管理でやれるものは進めていくというような判断を持っていますが、ここは民間的なそういう判断を持っていつてこの行財政改革、あとは昨日も一般質問の中で出たように、消防団をはじめ、そういうところの報酬も上げていただきたい、元に戻していただきたい、そういうところにつなげていくためにも、こういったところのスリム化を図りながら、行政運営につなげるというような中の判断の下に今回ご提案をさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることは分かるとはいいにくいですが、私、この施設をやる時に担当していたんですよ。大変な苦勞をしました。あれだけ苦勞して建てて、寄附していただいた方が善意で無償で寄附していただいて、何とか残していきたいということで、かやぶき屋根も一部ではありますが復元をして、あのような形になっているというのを考えると、もっとなぜ検討をしないのかということなんです、私は。やめるんだったらやめるでも結構ですよ。でも、なぜ検討できないのか。検討委員会というのがあるというふうにずっと言っているのに、公共施設の、そこをやっつかないのに、いきなりでこういうふうに廃止というのはちょっとおかしいし、だったら前、旧季の里だって廃止してもいいんじゃないですか。ずっと使っていないんですよ。

同じことを、そっちはいい、こっちは悪いというのは、それは行政としてはやってはいけないことだと思うんですよ。きちっと同じベクトルの中で物を判断していくということが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、議員のやっぱり思い、私も関わってきたものですから、それは十分、重々承知しております。ただ、この建物については、かやぶきとか外観的なそういったものは、きちっとやっぱり村に寄附してくれた方の意向に添った形で残していくと。あれを解体して更地にするというようなことでないんです。あれを有効活用できる、それを年数がたてばたつほどそれだけやっぱり古くなってしまう。今も傷んできているところが出てきているんですよ。そういう中で今回の判断をしたわけでございますが、こういうものって、今ぜひこういった利活用をしたい、そのタイミングを逃してしまう、企業誘致とやっぱり同じ

なんですよ、立地と。

そういう判断をしてきたものですから、ここはやっぱり議員、そのままこれを寄附してくれた方の、かやぶき、あの建物、外観、あれを残しながら利活用したい。これは村ではなかなかそこまでできませんので、ここは議会議員の皆様方にご理解をいただいて、大いにまた寄附した方の意思に添った形で残せると、そういう形で持っていきたいと思っていますので、ぜひご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 言っていることは分かります。なぜ条例を廃止しなきゃならないのか。そういう方がいるのであれば、それに沿った条例の改正、そして指定管理、そういったものでも十分通用するんじゃないかと思っているんですよ。そういうことも全然検討しないで、こんな話になるのはちょっと私としてはなかなか納得できないなと思いますので、その辺の条例の改正とかそういうのでは対応できないのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回の条例の廃止に関しましては、この施設に関しましての行政財産ということで目的を持った条例ということで条例をつくっているところでございます。

先ほども申しましたように、この行政財産に関しましては、地方公共団体の行政執行のための目的として利用されるべきであるものですから、その目的であるところがございまして、地方自治法第238条の4第1項におきまして、行政財産に関しましては、貸付け、交換、売払い、譲渡、そういったものに関してはできないというのが原則となっております。

また、普通財産に関しましては、これとは異なりまして、通常の財産でございまして、先ほど申しました地方自治法によりまして、普通財産に関しましては、貸付け、交換、売払い、譲与などを行うことができるというふうに解釈されているところでございます。

したがって、行政財産とされているこの施設に関しましては、この条例を廃止しまして普通財産として取り扱って、先ほど申しましたようなもう少し用途が広がるような形で利用したいというところで、利用したいと申しますか、貸付け、交換、売払い、譲渡などもできるということで、そのために普通財産として今後取扱いをしたいということで、この条例の廃止案を出したものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 行政財産と普通財産の違いは分かっています。なぜ普通財産にしてまでやらなきゃならないのか、目的を変えてできないのか、そういったものは検討したのか、それを検討委員会で検討したのかと聞いているんですよ。教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

繰り返しになりますが、先ほどの答弁もありましたように、検討委員会のほうでは検討はしていないところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 先ほど申し上げましたが、検討委員会で答えが出ていないと、そういうふうな形で毎回言われているわけですよ。そういうふうに言っているのにもかかわらず、これだけやるというのはどうなのかということなんです。言っていることが分かりますか、私の言っていることが。分かっていないんです。

あまりにもやり方がおかしい。こういうことではこの先だって思いやられるような感じがしますので、一回ちゃんと協議させてください。全協を求めます。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前11時12分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時55分）

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） この条例廃止につきまして、事業の目的と建物の維持というのが今後も続くというふうなことが確約できるのかというふうなところで答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございました。

今、議員おっしゃる部分を十分に精査させていただいて、十分検討させていただきまして前向きに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この建物につきましては、かやぶき屋根の、そして古民家を再生したあの形状をしっかりと残して引き継ぐというようなことで、そちらについては、今後、賃貸そのほかについてもき

ちっと確約を交わしながら進めていくことをお約束させていただきますので、何とか皆様方にご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時58分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 7ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の指定により議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社TACプランニング、代表取締役、田代嘉宏。
- 3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

提案理由についてご説明申し上げます。

天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了となるため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、指定管理の期間につきましては、全国の指定管理制度の運用状況を踏まえまして5年間としており、4月からの営業開始に向け準備期間を設けられるようにするため、12月定例会において上程をいたしました。

指定管理者の募集につきましては、本年9月20日に公告を行いまして10月1日から10月31日までの1か月間で募集を行いましたところ、2者から応募がございました。11月8日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、審査の結果、同日付で本施設の指定管理者に株式会社TACプランニングが候補者として適当である旨の報告がありましたことから、これに基づき本案を上程するものでございます。

議案説明資料の2ページ、議案第4号説明資料をお願いいたします。

2ページから60ページまでが株式会社TACプランニングより提出のございました指定管理者指定申請書でございます。

指定管理委託料につきましては、7ページからにございます5年間の収支計画書に基づき、年198万円となつてございます。

なお、本年までの年300万円と比較しますと102万円の減となつてございます。

また、61ページから67ページにつきましては、今後、協定を締結する管理運営に関する協定書の案でございます。議会の議決をいただいた後に協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 指定管理5年間ということで、募集期間について9月20日から10月31日、約40日間というようなことではございますが、この期間に関して長いとか短いとかという、町村、ほかのところでもあるんでしょうけれども、算定には十分な日にちということでこれ設定されているんでしょうが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

募集期間につきましては、10月1日から31日ということで1か月を設けてございます。それに先立ちまして9月20日に公告をしてございまして、村のホームページですとか村の掲示板、それから村のLINE、そういったもので周知を行っておりまして、これまでも1か月程度の周知期間としておりまして、算定に当たっては十分な期間であると思っておりますし、10月10日、募集期間始まってからでございますが、そこで募集の説明会ということでも開催しておりますので、1か月で十分かなというふうには認識しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 1か月で十分ということですので、中身を精査した上でやっているんだと思いますが、今回の指定管理の金額2,200万ということですので、この事業費ですね、収支計画書、こういったものがやっぱりきちっと、いろんなところが参入でき、そして競争の原理が働くような形にするのが指定管理としては望ましいというふうに思われるので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

1か月でも新規で入るのにはなかなか難しいんじゃないのかなというふうに私は思っているんですが、以前、この案件ではございませんが、やっぱり短いんじゃないかという意見をいただいたこともあるので、その辺はやっぱり十分な期間を設けて参入が容易になって、競争の原理でやっぱり村に有利な状況で貸していただければなと思います。

それともう一つ、今回5年間ということですので、中身の、前にも公共施設の管理のところで一般質問でご質問さしあげたかと思いますが、備品台帳はきちっと整備されているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議案説明資料の一番最後のページ、67ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうで貸与物品ということで記載をさせていただいておりまして、こちらで管理をしておりますので、引き続き適正に管理をしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） これ以外にも、どうしても村で買うというようなこと、今回もいろんな備品の購入で問題があったなんてのもございますけれども、備品の購入についてはやっぱりきちっと管理をしていただきたいと思います。

そして、購入年月日で平成7年と書いてありますので、これが更新になる場合も、しっか

りと村が更新する、またはそれとも指定管理者のほうで自分で買うというふうなところはきちっと振り分けをしておいていただきたい。特に、原状復帰というのが指定管理者に貸す場合の大前提になっておりますので、その辺を、例えば平成7年でこれ古くなって買ったとしても、それはもう買った側のものではなく、その辺はちゃんと協議させていただいて、これを使ったから減って買うんであって、原状復帰というのは、そのときに指定管理を受けた側が買ったから自分のものじゃないというふうなことは、ちゃんときちっとお伝えしておいていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理に当たっては、このTACプランニングのほかに1件応募があったというふうに伺っていますが、TACプランニングに決定したというののおおよその理由という、それをちょっとお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほど産業課長のほうから話がありましたように、指定管理を行う場合には指定管理者選定委員会というものを開催いたしました。その席におきまして選定委員の方々に産業課に提出をされました各社の申請書を含めた事業計画書を見させていただきまして、その中でその資料をそれぞれの項目ごとに委員の方々に採点をしていただいたところでございます。そちらの部分は、その記述された資料に基づいて、それに質問も産業課のほうにさせていただきながらそれぞれの委員の方々が点数をつけまして、それを合計点数を確認しまして、その合計点数をもって委員の方々にもう一度協議をしていただきまして、先ほど産業課長が説明しましたTACプランニングのほうに決定をしたというような流れでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

決定に至らなかったほうの会社につきましては、決定に至らなかったというふうな説明等々は、それは行っているんでしょうか、それとも行わないんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

指定管理者選定委員会で選定されましたという報告を産業課のほうにいただきまして、その後、選定された業者、それから選定されなかった業者につきまして、それぞれに通知をさ

せていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） 今、課長、通知というふうなことを言われました。通知というのは、残念ながら今回採用なりませんでというだけの通知だったのか、それともそのほかにいろいろな理由というか内容的なものも添えたのか、そこはどうだったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

通知の内容につきましては、選定された、それから選定されませんでしたというのみで、その理由については記載はしてございません。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） あくまで私の考えなんですけれども、ああいう施設で、この天栄村の中でキャンプ場で営業したいという、そういう希望を持った会社が少なくとも2社あったということ、これは逆に言うと喜ばしいことなんだと思います。

なので、残念ながら選定されなかった会社に対しても、きちっと誠意を持って説明というのはやっぱりするべきだなと。今後のことも考えれば、ただ単に通知1通だけで採用されませんでしたというのは、やっぱりもうちょっとフォローして、今後とも天栄村の中でいろんな業務をやる上でもそういうことはある程度やっておくべきだなと思いますが、それについてはどうですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど議員おっしゃるように、丁寧な説明は必要だというようには認識はしておりますが、今回の指定管理者の選定委員会の中では、その選定に当たっての内容に関しましては非公開という部分がございます。そういった部分もございまして、先ほど産業課長が申し上げましたように、採用、不採用というか、そういったところだけの通知になったということはご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） それは規則ではそうなんでしょうけれども、決まりでは、ただ、ある程度そういうフォロー、そういうことはやっておくべきだというふうに思います。

あともう一点なんですけれども、TACプランニングに指定管理決まったということなんですけれども、この協定書のこれは案なんですけれども、営業期間が4月から11月までというふうに書いてあるんですね。今までも、私は、冬期間、今結構いろんなサイトとかテレビ

とか見ると、冬のキャンプってまあまあ利用者が多いというようなことを私は感じているんですけれども、これ協定で決まっているから冬期間のキャンプやらないのか、やれないのか。

私は、今年、スキー場も営業しなくなったということで、村内の観光地としての冬のアクティビティーというか、そういうのが減っている中で、今後このキャンプ場、冬期の営業というのも考えるべきだなというふうに思っているんですけれども、その点に関してはどういうふうに思っておりますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

61ページの協定書の案でございますが、第6条に施設の使用期間ということで毎年4月1日から11月30日までとするとしてございます。こちら条例に基づいております、その第2項にございますが、この使用期間を変更する必要があると認めるときは、あらかじめ承認を得てということでございまして、今年度も3月の下旬ちょっと食い込んだところから12月1日までということで、協議をいただいて期間を延長しているところはございます。

ただし、丸1年となりますと、ここの必要があると認めるときにちょっと該当するかどうかという部分もございますので、その辺は、今後、冬場のキャンプの営業をしてはどうかというところで協議を進める中で、条例の改正も視野に入れまして、そういったところは検討は進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今の話ですと、条例の改正も含めて検討するという話なんですけれども、やっぱり冬場の観光のことを考えれば、やっぱりそういう冬期間の冬キャンプ、これは私はやるべきだと思うんですけれども、そういうふうにやるのかやらないのか。どういう状況にあればできるのかということで、やる方向で、何か条例改正して検討するとかそういうことじゃなくて、産業課としてやっぱりどういうふうに進めたいのか、それを聞きたいんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

実は今年、スキー場が休止になるということで、冬場のキャンプというものがあるということで、実際、今の指定管理者のほうとちょっと打合せというか協議をしたところがございました。営業に当たっては、やっぱり除雪の問題ですとか、それに当たっての人の手配、そういった経費を踏まえますと、まだまだ課題が多くて、利益的にちょっと赤字になってしまうという考えもございますので、そういったところ全体を含めまして今後検討していかないと考えておりますので、現段階では協議を進めていくというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） ぜひ、キャンプですから、旅館に泊まるとかペンションに泊まるということはなかなか結びつかないかと思うんですけども、天栄村のPRという意味と冬場のそういうアクティビティーの拡充という意味でも、ぜひ進める方向でやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第5号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 8ページをお願いいたします。

議案第5号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,066万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,199万2,000円とする。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

12ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項が羽鳥湖畔オートキャンプ場管理業務委託、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額は990万円でございます。こちらにつきましては、羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理料に係る債務負担行為を設定するもので、来年度から5年分の金額でございます。

債務負担行為の補正は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。

今回の補正につきましては、起債の借入額の変更でございます。1の戸ノ内地区ため池改修事業につきましては、限度額を500万円から2,000万円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

地方債の補正につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額975万円の増。こちらにつきましては、須賀川地方保健環境組合の過年度分担金の返還金でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額183万6,000円の増。こちらにつきましては、2節総務費補助金におきまして、戸籍のシステム改修のための補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金174万9,000円の増、マイナンバーカードの推進のための補助金として、個人番号カード交付補助金8万7,000円の増によるものでございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額7万5,000円の増。こちらにつきましては、4節児童福祉費補助金におきまして、ひとり親家庭医療費の支給見込額の増加に伴うひとり親家庭医療費助成事業補助金7万5,000円の増によるものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額400万円の増。

23款村債、1項村債、3目農林水産業債、補正額1,500万円の増。こちらにつきましては、先ほど地方債補正で説明をいたしました戸ノ内地区ため池改修事業の実施に伴う地方債の増

によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額50万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、申請者の見込み増に伴いまして、住宅用防犯カメラ設置事業補助金50万円を増額計上するものでございます。

8目交通安全対策費、補正額50万円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、カーブミラー設置工事の追加に伴いまして、工事費50万円を増額計上するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額183万6,000円の増。こちらにつきましては、3節職員手当等におきまして、休日マイナンバーカード申請等窓口の開設に伴いまして、時間外勤務手当8万7,000円の増、12節委託料におきまして、戸籍のシステム改修に係る費用といたしまして174万9,000円を増額計上するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額15万円の増。こちらにつきましては、ひとり親家庭医療費の支給見込額の増に伴いまして、19節扶助費におきまして15万円を増額計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額43万2,000円の増。こちらにつきましては、公立岩瀬病院企業団への出資金としまして43万2,000円を増額計上するものでございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額410万円の増。こちらにつきましては、27節繰出金におきまして、水道管修繕に対応するために水道事業会計繰出金410万円を増額計上するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額16万6,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、JA夢みなみが事業主体となって実施する国庫補助事業の風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業におきまして、村内事業者の設備投資に係る負担金16万6,000円を増額計上するものでございます。

5目農業施設費、補正額1,500万円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、戸ノ内地区ため池のしゅんせつ工事を実施するための工事請負費といたしまして1,500万円を増額計上するものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、水稻作物拡大支援に係る農業経営規模拡大支援事業補助金の要望件数の増に伴いまして、補助金250万円を増額計上するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額170万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、有害捕獲期のイノシシやニホンジカ等の捕獲実績の増に伴い

まして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金170万円を増額計上するものでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額52万3,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、福島県が実施する急傾斜地施設整備に係る負担金52万3,000円を増額計上するものでございます。

なお、事業実施予定地は、児渡、女神地区の牧本小学校校舎西側を予定しているところでございます。

4項住宅費、1目住宅費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、10節需用費におきまして、定住促進住宅の修繕に要する経費といたしまして250万円を増額計上するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額99万円の減。こちらにつきましては、まず7節報償費の夢未来応援事業に係る講師謝礼55万円を11節役務費の夢未来応援事業成果プロモーション料55万円に組み替えるものでございます。12節委託料におきましては、学校における環境整備委託料といたしまして100万円の増、18節負担金、補助及び交付金におきましては、補助対象者の確定に伴い、一人暮らし高校生生活支援金19万円の減、支給対象者がいなかったことに伴いました給付型奨学金180万円の減額計上とするものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、補正額113万円の増。こちらにつきましては、8節旅費におきまして、特別支援教育支援員の通勤手当といたしまして9万8,000円の増、10節需用費におきまして、電気料といたしまして75万円の増、また、各学校の施設修繕費といたしまして28万2,000円を増額計上するものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額20万円の増。こちらにつきましては、10節需要費におきまして、電気料といたしまして20万円を増額計上するものでございます。

5項社会教育費、5目伝統文化施設費、補正額20万円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、ふるさと文化伝承館の敷地内の環境整備を実施するために委託料20万円を増額計上するものでございます。

6項保健体育費、4目天栄体育施設費、補正額25万円の増。こちらにつきましては、10節需用費におきまして、屋内スポーツ運動場の電気料といたしまして25万円を増額計上するものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万6,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 15ページの18節なんです、住宅用防犯カメラ設置事業補助金、これは

幾らを想定して、幾らの補助金、何%の補助金で出すんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

2分の1を補助率といたしまして、1件当たり上限5万円の補助で実施をしているところ
でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは広報か何かで出したんですか。もっともあれだから、補正だから
これから出すんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、50万円ほど以前に予算として取らせていただきまして、そ
の後、実施の予定をしている方が増えているということで、今回追加で50万円を計上させて
いただきました。

こちらに関しましては、各地域にチラシ等をまきまして、皆さん方に周知をさせていただ
きまして、その結果、今十何件ほどの、申請が今4件でございますが、そのほかに10件ほど
今お問合せがあっているというところで、今実施をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 広報して、まさか10件以上来て、20件も30件も来たらまた補正組むん
で。もうこれ以上は補助金出しませんという話ですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回の上程をさせていただきました50万を合わせれば100万円という形になるかと思いま
す。その中で2分の1の補助ということで、5万円といいますと10万円以上の設置をしなけ
ればならないということでございまして、今申請等いただいていますのはカメラとか2台く
らいで何千円というところ、何万円というところ、5万円までいかない方々も申請をされて
おります。その中で、予算の範囲内でできれば進めていきたいというふうに思っております
が、今後もっと来たという場合には補正なり、また来年度にまたがるようでしたら来年度
また同じような形で実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、事件が、強盗が多いんだから、もうちょっと多くしたら。来年度考

えますなんていうわけにはいかないんじゃないですか、これ。まだ天栄村は何にも発生していないからいいけれども、福島県はそういうことがありましたよね、何件か。

だから、天栄村に発生しないこともあるというんだから、別にこれ足りませんからもう設置できませんよというんじゃないくて、例えば、今回は補助金がないけれども、当初予算まで、その間にもう設置しましたよという証明書あれば補助金出すとか何かって考えていかなくて、いつどうなるか分からないから、ぜひ設置したいという人も増えると思うんですよ。それはどういう考えしていますか。それとも大丈夫なんですか。その後、当初予算で予算組むから、それでも本当に締め切った後なんだけれども、それでも補助金出しますよという考えはあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどお話しいたきましたように、今回50万を上げさせていただきまして計100万となりまして、これで皆様方に今ご申請とかご協議いただいている方々がもし足りないということであれば、改めまして3月等の各補正予算を取らせていただくというような予定、考えをしております。また、次年度にわたりましたらば、次年度は改めて当初予算のほうでご審議をいただきまして、議決をいただきましたらば、そこからまた新たに募集をさせていただきまして、皆様方に自分のところの安全・安心を確保していただくように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、本当に天栄村にいつ入ってくるかも分からないし、みんな申請したらば平等に俺はやっぱり補助金出して設置してもらったほうがいいと思うんで、それも当初予算でいくら出てくるか分からないんですけれども、やったらできるだけ皆さんに補助金を出してやるような、行政でそれを助けなくちゃいけないと思うんですよ。それでよろしくお願いいたします。

それと16ページ、18節なんですけれども、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業負担金って、これ金額は少ないんですけれども、これどういうことをやるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

こちらにつきましては、国・県補助事業になっておりまして、東日本大震災による風評に打ちかつため、園芸産地の競争力を高めるために実施する施設の整備ですとか資機材の整備、そういったものに対して補助がされるものでございます。今回事業として天栄村のほうで該

当しておりますのは、キュウリ生産者の防除機がこの補助の対象ということで、国50%、県10%、村でこの10%の負担金ということで補助になるものでございます。

〔「国が幾ら」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘） 国50%、県が10%、市町村が10%という形で負担をしまして助成する事業となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、キュウリ農家と言いましたよね。キュウリ農家で1軒分では、これ何軒分なんですか。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。本村で該当しますのは2軒ということで、2軒分の事業費の10%ということで今回計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは情報はどこで出したんですか。キュウリ農家って2軒ばかりじゃないでしょう。これ、みんな情報を分かっていたんですかね、全部みんな平等にやったんですかね、それをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

こちらの事業実施主体につきましてはJ A夢みなみということで、園芸部会のほうが事業主体となってやっている事業でございます。J Aさんのほうで普及をしまして、昨年度も天栄村ですと4軒の農家がこの事業を使っております、そういった形で周知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。それでは、みんな平等に発信してもらって、やっぱり補助金でも何でも使ってやるようにしてください。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 16ページの10款教育費の教育総務費の夢未来応援事業成果プロモーション料というのは具体的にどういう内容ですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの広告料でございますが、現在、天栄中学校におきまして、ふるさと・夢プロジェクトというタイトルで、ふるさと学習ということで、村内外で活躍している方々を学校に招いて、その方の思いや苦勞、あるいは村への思いなどを講話いただいていたたり、そういったのを中学生が学んでいるということでやっております。

主にネギや米農家、あと酒造りをしている人など、そんな方々を呼んで講話しているんですけども、先日、俳優をやっている和田聰宏さんの事務所で来ていただいて、中学生に表現力の向上のワークショップを開催しまして、そのワークショップの成果を含めて、中学生、特にこの間、子ども議会でもいろいろ小・中学生の思いをお聞きいただいたと思うんですけども、小学生から話聞くと、やっぱりもっと天栄村をPRしてもらいたいという思いだったり、特産物こんなにあるのに村はもっとPRすべきじゃないかというような話題をたくさんいただいたというのは皆さんもご存じかと思うんですけども、そういった中学生の思いなんかもありましたので、この中学生がやっていた、この間、中学生は大宮で物販のセールなんていうのもやっていただいて大変活躍していただいたということもありまして、そういったもろもろの全体的な事業を含めた広告料を、須賀川近辺に新聞折り込みと一緒に配布される情報誌に、こちらの中学生の活躍と、あと村のPRも含めて載せて、この成果を発表したいということで計上させていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

あと、その下の下ですね、18の給付型奨学金、これ対象者というか申請者ゼロということでは180万減額ということですが、これゼロという理由については何か分析というか、あとそれと併せて来年度もまた実施するのかどうか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの給付型奨学金の減額ということで、予算計上した全て減額させていただくようなことで計上しておるんですけども、今年の春から夏にかけて募集したところ、4名の申請の方がありました。その4名の方についての審査会を開いて4名の方の審査をしたんですが、その大きな目的が、大学等に通っている方が経済的な理由により大学の進学に支障があることが目的での募集だったということもありまして、審査したところ、そこまで経済的に負担がかかっているようなご家庭ではなかったということで、今回は申請者の中で該当者はなしということで審査会の中で判断させていただいたところです。

次年度におきましても、そういった経済的なところで、学業優秀であっても経済的で大変

だということで、そういったご家庭に対しては給付型、やはり同じく募集をかけたいということで考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 対象者が全く応募がなくてゼロだったのかと思ったら4人はいたということで、きっちり審査して趣旨に合わなかったということで。

私は、もう一点、4月から募集というふうなことで、来年度もしやるのであれば年明けからでも村民のほうに告知して、そういう対象者がいるかも分かりませんので、早めの告知とお願いして終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第6号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 18ページをご覧ください。

議案第6号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

(歳出予算の補正)

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額6億6,292万6,000円のうちで、歳出を補正する。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

20ページをご覧ください。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額19万8,000円の増。こちらは国保資格業務システム改修費用の負担金であります。

続きまして、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目保険給付費等交付金償還金、補正額176万1,000円の増。こちらは国保の保険者努力支援交付金確定による返還金となっております。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額195万9,000円の減。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大須賀溪仁) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大須賀溪仁) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大須賀溪仁) 日程第8、議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 21ページをお願いいたします。

議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和6年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款上水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額410万円の増。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額410万円の増。

令和6年12月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

23ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款上水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額410万円の増。

支出、1款上水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額410万円の増。こちらにつきましては、給水管取り出し及び空気弁において漏水が確認されたため、その修繕を行う費用として6節修繕費及び10節材料費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時23分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和6年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月5日（木曜日）午後2時開議

- 日程第 1 陳情審査報告
- 日程第 2 閉会中の常任委員会継続審査申出
- 日程第 3 議案第 8号 財産の取得について（追認）
- 日程第 4 議案第 9号 財産の取得について（追認）
- 日程第 5 議案第10号 財産の取得について（追認）
- 日程第 6 議案第11号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第12号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第14号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第16号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第17号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第18号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第14 議案第19号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について
- 招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 齋藤 寿 昭
3番 吉 成 邦 市
5番 大 浦 トキ子
7番 小 山 克 彦

2番 石 塚 喜 吉
4番 馬 場 吉 信
6番 服 部 晃
9番 円 谷 要

10番 大須賀 溪 仁
欠席議員（1名）
8番 熊 田 喜 八

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭
産 業 課 長	芳 賀 信 弘	建 設 課 長	櫻 井 幸 治
湯 本 支 所 長	星 淳	教 育 課 長	関 根 文 則
生涯学習課長	黒 澤 伸 一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	小 山 泰 明
書 記	渡 邊 久 美		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、体調不良のため欠席の届出がありました。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、陳情審査報告を議題といたします。

陳情につきましては、本定例会初日に産業建設常任委員会に付託となっていました事件1件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和6年12月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号5。

付託年月日、令和6年12月3日。

件名、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について。

審査結果、不採択。

委員会の意見、最低賃金の底上げや中小企業の支援等、一定の理解はできるが、現行の地域別最低賃金制度を全国一律化することや最低賃金を直ちに1,500円以上にすることは、現時点では困難であるため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号5、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和6年12月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和6年12月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和6年12月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁
様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和6年12月5日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が12件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加資料を事務局に配付させます。

資料内容等の確認のため、2時20分まで休議いたします。

（午後 2時11分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時20分）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第8号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 議案第8号 財産の取得について（追認）。

次の財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の追認を求める。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、取得した財産、小学校教員用教科書、指導書、指導資料（前期分）。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、738万160円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、54万2,240円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県須賀川市大黒町211番地。氏名、有限会社水野教材社、代表取締役、水野武和。
- 5、契約日、平成27年4月1日。

議案第8号について提案理由をご説明申し上げます。

本村教育委員会において小学校教師用指導書等を購入した件につきまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、予定価格700万円以上の財産の取得を行うには議会の議決が必要となっているところ、議決を得ずに契約を行っていたことが判明したため、改めて追認の議決を賜りたく、議案として提案させていただくものであります。

契約内容につきましては、別紙議案資料にあります。小学校教員用教科書、指導書、指導資料（前期分）の購入契約であります。

説明資料1ページからの契約書の写しのとおり、平成27年4月1日に随意契約により有限会社水野教材社と738万160円で契約いたしました。

資料7ページ、8ページに見積りの結果表などをつけております。

9ページから13ページに記載されている内容の指導書等を購入したという契約内容でございます。

この件につきましては、このような不適切な処理をしてしまいまして大変申し訳ございませんでした。改めておわびを申し上げます。

今後はこのようなことがないように徹底してまいりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、前期分と書かれているんですけども、前期と後期って何年なんですか。前期分って半年かい。半年で1年に1回、毎年更新のわけじゃないでしょう。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

この指導書等の購入も、小学校の児童用の教科書の改訂に合わせて教師用の分を村で購入するという契約になりますが、これは教科書改訂の例えば3年間であつたり4年間とか、状況によって改訂する年間は変わってくるんですけども、大体4年から5年程度の期間使うような教科書になります。

4年なら4年で変わったタイミングで、このように一気に教科書の指導書等を買わなくちゃならないということで700万を超えたというわけですが、ここに書いてある前期用というのは、その変わった分の前期分ということで買ったもので、後期分は後期分で数十万程度にはなるんですけども、前期分でほとんどのものはそろうんですが、後期分が必要

なものの中にはありまして、それは100万もいかない程度の購入にはなるんですが、後期用で買う部分もあるということで、基本的にこの指導書等は4年なり5年使って指導するという内容のものになります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今の説明だと、4年か5年にやって、そしてまた追加のが出ると後期分になるんですか。追加で更新するというか、前の資料で足りなかった分を追加でこういう指導要領を出すから、その分が100万ぐらいという意味なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

この前期分というのは、改訂のタイミングで、前期分、後期分も改訂のタイミングの年度にそろえるものになります。前期分が4月、要は学期が始まる4月にはそろえなければならない分として前期用というのがあります。後期用というのは、改訂したその年、前期用があるんですけども、その年の後半に使う教科書の分の指導書として、後期は新たにまた追加で後で同じ年度に買うものになります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それ、4年か5年と言ったでしょう。それ、毎年そういった追加のが出るということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

基本的に、教科書改訂がなければ、このような指導書は購入の必要がありませんが、まれに、教員数が増えて、先生の数が増えて、その先生の分を数冊買うというような購入はありますけれども、基本的には一旦買いましたら次の改訂の4年か5年ぐらいまではもう買わないものになります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 4年とか5年って、4年とは決まっていないんですよね。4年か5年で改訂すること。了解しました。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 追認ということで、これ3件上がっているんですが、財務規則と条例と
うか読んでいなかったのかどうかというのは、僕、700万を超えたら必ず議会というふう

なイメージがあるんですが、ここにも決裁を受けて全部判こ押してあるんですけれども、誰一人気がつかなかったというのはどういうことなのかちょっと説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

まず、このような処理をしてしまったこと、改めておわび申し上げます。

それで、気づかなかったということで、この件につきましては報道等でも大きく取り上げられていまして、他市町村も、かなりの数の他市町村でも全国的に同じような状況になっております。近隣の市町村におきましても、須賀川、鏡石もそうなんですけれども、同様の取扱いだったということでもあります。

今回、財産という認識ではなく対応してしまったということでもあります。決して物事を簡単に決めてしまったということではなくて、予算上に基づいて一応やったつもりではあったんですけれども、結果的にこのように漏れてしまったということは、申し訳なく思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） ちゃんと読んでいるのかどうかということですよ。財務規則なり条例なりを読んで、ちゃんと理解していなかったらこういうふうなことになる。それも、これずっと起案者から、まあ、村長はしようがないと思いますけれども、副村長、教育課長、総務課長、みんな判こ押してあるんです。財政担当課長の総務課長、この辺はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回の件に関しましては、私ども、そのように財政等も預かっている分、また、こういった契約に関しましては所管としている分としましては、その部分を決裁をしたにもかかわらず、このような処理をしてしまったということは、改めておわび申し上げますとともに、今後こういったことのないように徹底をしてまいりたいというふうに考えております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） やっぱこれはもう一回、職員全員というか、そういうところに財務規則……今、財務規則は配っていないんだね。今、財務規則の別冊は配っているのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

財務規則の別冊というものは、今、ホームページのほうで今の財務規則をそのまま使っているというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そうですね、今はね。昔は例規集は課長しか持っていなかったんで、財務規則の抜取りの別冊を作って、各職員に全員に配っていたんです。それはなぜかといったら、財務規則に基づいて全ての伝票の処理をしているということです。パソコンに基づいてやっているわけじゃないですよ。財務規則がベースだということをちょっと忘れてやいないのかなと思います。

ここにも副村長もこういうような判こを押していますけれども、副村長、財政担当課長も総務課長もやって、副村長になってからも、これで判こ押しているってどういうことなのかちょっと説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

私からも、このたびのこういった案件につきまして、こういった過ちが生じてしまいましたこと、深くおわびを申し上げます。

今ほどのご質問でございますが、この書類の決裁に関しましては、この結果表なり、この書類を確認して決裁をしたということでございまして、この後の議案としてすべきかどうかということにつきましては、これ以降の話でございまして、この書類の押印自体は、これはこれで適切であったと思っております。この後の処理が抜けてしまったということにつきましては、今後そういったことがないように、指導なり、私も注意をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 皆さん、おわびしますとか、申し訳ございませんでしたというのが続いています、どうしてこんなことが起きるんだということなんですよ。

700万超えたらもう議会だという、そのイメージが私たちすごい大きかったんですけれども、工事請負でも昔3,000万だったんで、3,000万、700万という、このやつがあったんですけれども、やっぱりもう一回、パソコンになって財務処理が随分便利にはなっています。なっているからこそ、きちっともう一回、原点に立ち返って、財務規則なりをきちっと読んでいただく、そういう勉強をする機会を設けるというようなことが必要なんじゃないかと。

最近、財務規則の勉強会というのはやったことはあるんですかね。総務課長、よろしくお

願います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

職員を集めて改めてやっているということは、最近はやっておりません。今後……大変失礼いたしました。すみません、私、忘失しまして、年に1回ほど、職員のほうを集めまして財政担当のほうから説明をさせていただいている機会を設けております。

なお、改めまして、そういった細かな点をもう一度、職員の方々に説明できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっていてこの程度かという感じになっちゃうよね、1年に1回やっていてこの程度なのと。

やっぱり財政担当も、きちっと自分が中身を知った上で、どこを気をつけなきゃならないのか、そういうものも含めて、財政担当が説明していて、1年に1回やっていてこんなことが起きているのでは話にならない。財政担当がちゃんと理解していないということです、これ。その辺も含めて、今後、気をつけていただいて、やっぱり基本となるものをちゃんと身につけて、職員をしっかり育てていくというふうなことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第9号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 議案第9号 財産の取得について（追認）。

次の財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の追認を求める。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得した財産、小学校教員用教科書、指導書、指導資料（前期分）。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,099万6,915円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、99万2,375円。

4、契約の相手方、住所、福島県須賀川市大黒町211番地。氏名、有限会社水野教材社、代表取締役、水野武和。

5、契約日、令和2年4月1日。

議案第9号について提案理由を申し上げます。

こちらも前議案と同じく、本教育委員会におきまして小学校教師用指導書等を購入した件につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、予定価格700万円以上の財産の取得を行うには議会の議決が必要となっているところ、議決を得ずに契約を行っていたことが判明したため、改めて追認の議決を賜りたく、議案として提案させていただくものであります。

契約内容につきましては、資料14ページからの契約書のとおり、小学校教員用教科書、指導書、指導資料（前期分）の購入契約であります。令和2年4月1日に随意契約により有限会社水野教材社と1,099万6,915円で契約いたしました。

18ページ、19ページに見積結果表などをつけております。

21ページから23ページに記載されている内容の指導書等を購入したという契約内容でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第10号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 議案第10号 財産の取得について（追認）。

次の財産を取得したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の追認を求める。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得した財産、令和6年度（前期用）小学校教師用指導書、指導資料。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,238万9,025円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、112万6,275円。

4、契約の相手方、住所、福島県須賀川市大黒町211番地。氏名、有限会社水野教材社、

代表取締役、水野武和。

5、契約日、令和6年4月1日。

議案第10号について提案理由を申し上げます。

本教育委員会におきまして小学校教師用指導書等を購入した件について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、予定価格700万円以上の財産の取得を行うには議会の議決が必要となっているところ、議決を得ずに契約を行っていたことが判明したため、改めて追認の議決を賜りたく、議案として提案させていただくものであります。

契約内容につきましては、資料24ページから契約書の写しをつけておりますが、令和6年度（前期用）小学校教師用指導書、指導資料の購入契約であります。令和6年4月1日に随意契約により有限会社水野教材社と1,238万9,025円で契約いたしました。

29ページと30ページに見積結果表などをつけてございます。

32ページに記載内容の指導資料等を購入したという契約内容でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

3時まで休議いたします。

（午後 2時45分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第11号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 27ページをお願いいたします。

議案第11号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第13項、令和6年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

議案第11号説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、福島県議会議員の期末手当の改定状況を踏まえまして、本村議会議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をいたします。

まず、第5条の第2項に期末手当の支給の率に関するの条文がございます。現行では100分の167.5でございますが、これを100分の172.5に引き上げるものでございます。

次に、上段の改正案に附則第13項を追加しました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しまして、100分の167.5を100分の177.5に引き上げて支給するというものでございます。

具体的には、戻っていただきまして、説明資料の33ページをお願いいたします。

議案第11号、議案第12号、上のほうでございますが、その説明資料で説明をいたします。

まず、上段が現行の規定に基づいた表でございます。現行の期末手当では、6月と12月にそれぞれ100分の167.5を乗じた額を支給しておりますが、今回の一部改正条例によりまして、下段のような率に改正されるものでございます。

下段右では、第5条第2項の改正によりまして、令和7年度から6月と12月に100分の172.5としまして、年間合わせて100分の345とするものでございます。

次に、左側では、令和6年度の支給に関してでございますが、令和6年12月に支給される期末手当の率を100分の177.5といたしまして、令和6年度の支給率を合わせて100分の345とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 7、議案第 12 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 29ページをお願いいたします。

議案第 12 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 5 日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年天栄村条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

第 19 項、令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 167.5」とあるのは、「100 分の 177.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例（附則に 1 項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

第 3 項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県特別職の期末手当の改定状況を踏まえまして、村長等の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第3条第2項に期末手当の支給の率に関する条文がございます。現行ではこの率が100分の167.5でございますが、これを100分の172.5に引き上げるものでございます。

次に、上段の改正案に附則第19項を追加いたしました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しましては、100分の167.5を100分の177.5に引き上げて支給するというものでございます。

具体的には、説明資料の33ページの先ほどのところでの説明資料になりますが、先ほどの議案第11号と同じ内容でございますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 31ページをお願いいたします。

議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

第20条第2項の表中「1万7,800円」を「1万9,800円」に、「1万200円」を「1万1,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表は割愛をさせていただきます。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

附則。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（第20条第2項の改正規定並びに別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第3項、第1条の規定（第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第4項、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」とい

う。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠いたしまして、職員の給料表の改定及び期末・勤勉手当、寒冷地手当を引き上げるために所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

最初に、まず第1条の改定内容についてご説明申し上げます。

最初に、第18条第2項に期末手当の支給率に関する条文がございます。現行ではこの率が100分の122.5でございますが、これを100分の127.5に引き上げるものでございます。

次に、同条第3項に定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の68.75から100分の71.25に引き上げるものでございます。

次に、第19条第2項第1号に勤勉手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の100から100分の110に引き上げるものでございます。

また、同項第2号に定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の48.75から100分の51.25に引き上げるものでございます。

次に、第20条の第2項に寒冷地手当の額に関する条文がございます。この額を世帯等の区分ごとに、1万7,800円を1万9,800円、1万200円を1万1,400円、7,360円を8,200円に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2につきましては、行政職及び医療職の給料表の給料月額がその号級ごとに改正案のとおり変更するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容についてご説明を申し上げます。

説明資料、飛びますが、46ページまでお願いいたします。

まず、第18条第2項の期末手当支給率につきましては、第1条で100分の127.5としたものを100分の125とするものでございます。

また、同条第3項の定年再任用短時間勤務職員の期末手当支給率につきましては、第1条で100分の71.25としたものを100分の70とするものでございます。

次に、第19条第2項第1号の勤勉手当支給率につきましては、第1条で100分の110としたものを100分の105として、同項第2号の定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給率につきましては、第1条で100分の51.25としたものを100分の50とするものでございます。

具体的には、前に戻っていただきまして、説明資料の33ページでご説明を申し上げたいと思います。33ページの下に議案第13号説明資料とございますが、こちらで説明を申し上げます。

す。

まず、一般職員ですが、現行では期末手当と勤勉手当が6月と12月にそれぞれ100分の122.5と100分の100を乗じた額を支給しておりますが、今回の一部改正条例によりまして、下段のように改正されるところでございます。

下段の右側でございますが、改正条例第2条によりまして、令和7年度から6月と12月に期末手当が100分の125、勤勉手当が100分の105としまして、年間合わせて期末手当が100分の250、勤勉手当が100分の210とするものです。

次に、左側では、令和6年度の支給に関してでございますが、令和6年12月に支給される期末手当を100分の127.5、勤勉手当を100分の110としまして、令和6年度の支給率を期末手当、勤勉手当それぞれ100分の250、100分の210とするものです。

次に、定年前再任用短時間勤務職員に関してでございますが、一般職員と同様の考え方で、上段の現行の期末・勤勉手当の率を下段の改正案にするものでございます。

次に、次のページでございますが、こちらのほうは寒冷地手当の部分でございます。こちらにつきましては、上段の現行の額を下段の改正案の額のようにするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第14号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 40ページをお願いいたします。

議案第14号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別紙は割愛をさせていただきます。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2項、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告による一般職の職員の給与改定に伴いまして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表により説明をいたします。

次のページ、48ページでございますが、こちらに別表第1の部分が掲載をされております。この別表第1の会計年度任用職員の給料表の給料月額がその号級ごとに、改正案、上段でございますが、改正案のとおり令和6年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第15号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、過疎対策事業 天栄保育所新築工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、8億2,500万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、7,500万円。

4、契約の相手方、住所、福島県白河市中山南5番地50。氏名、株式会社兼子組、代表取締役、兼子聡。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案第15号説明資料によりご説明申し上げます。

まず、50ページは、工事請負仮契約書でございます。

令和6年12月2日付で株式会社兼子組と仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和7年12月23日でございます。

51ページをお願いいたします。

令和6年11月29日に入札を行ったその経過書でございます。

52ページは、入札に参加した社名及び開札の結果でございます。

今回、10社を指名しまして、うち1社が辞退したことから、9社で入札を実施しております。1回目の入札の結果、最低制限価格を下回った6社については落札者とせず、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格を入札した業者2社のうち1社が辞退したことから、株式会社兼子組が落札者となったところでございます。

54ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、新しい天栄保育所の位置図になります。現在造成しております敷地の南側に今回の建物が建築されることとなります。木造の1階建て、建築面積については1,563.95平米となります。

55ページをお願いします。

こちらは建物南側及び西側からの立面図となります。

56ページをお願いいたします。

こちらが新しい天栄保育所の平面図となります。

建物の各部屋のレイアウトや機能性については、現在、天栄保育所で働いております保育士や検討委員会、保護者からの意見を取り入れ、形としたものでございます。

建物の南側には、西側から事務室、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の各保育室を配置し、それぞれに午睡スペースを別に設けることで、子ども同士の午睡を妨げないようにしております。また、身支度スペースを設けることで、トイレ、着替え、遊び、食べる、寝るといった一連の行動の切替えを場所の区切りによって確保しております。

遊戯室は、建物の中央に配置しており、現在の保育所の遊戯室と同程度の面積を確保しております。

図面左側のエントランス脇の子育て支援室などのスペースは、国が求めている地域との交流を確保する場として、病児保育室や病児トイレなどは、風邪などの軽度の症状の乳幼児を健康な子どもと離して保育するためのスペースなど、保護者などからの設置意見や今後の保育に求められる設備として確保しております。

建物の北側にあります調理室におきましては、調理の動線など、現在の調理の状況に合わ

せた面積を確保しております。

トイレにつきましては、沐浴室や幼児用トイレなど、子どもの成長に合わせ、おむつ交換やトイレ訓練などがしやすくしているほか、保育に当たる職員のトイレも保育室近くに確保するなど、保育から極力離れる時間を短くするよう工夫しております。

なお、今回の工事につきましては、建物の建築工事、電気工事、機械設備工事を一括で行うものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 入札経過書を見せていただくと、6社が最低制限価格未満というこの入札に対してどのような考えを持っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3時28分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時29分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただきありがとうございます。

お答えいたします。

今回の開札の結果につきましては、適正に設計した中で入札を行いまして、実際にこのような結果になったということで、この結果として捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 最低制限価格未満がこれほどになっているという、その最低制限価格の設定が適正だったのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの最低制限価格につきましては、村の最低制限価格の制度要領に基づきまして設定しております。こちらの内容につきましては、適正に設定したものと捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 適正に設定したと言われても、結果がこのような形で、5,000万も違うんですよ、最低と落札者で。10社のうち6社が最低価格を割っているということは、この6社は素人ではないわけですよ、皆さん、ちゃんと指名委員会できちっとした業者さんを選んでいるわけでしょうから。その業者さんたちがこれでできるということをこの中で意思表示をしているわけですよ。

これが1社ぐらい最低制限価格未満だったというんだったら、それはしょうがないよねと、あまり下げ過ぎたんだねというのは分かりますけれども、6社ですよ。ましてや、3社しか応札の最低制限価格というか入札該当にならないうち、1社辞退していると。こういう入札が果たして適正なのかと。この入札に関して、これで議決しろといってもなかなか難しいんじゃないですか。

いいですか。地方公共団体のみならず、最少の経費で最大の効果を生むというのが大前提ですよ。そうですね、副村長。これ、最低の経費で最高の最大の効果を生みますか、これで。これ、一般の住民にこれを出して納得するのかということです。住民が見て、これで何で安いところにやらせていないんだと。納得できないでしょう。これを見て、ああ、ちゃんとした入札だねと言うのはなかなか難しいですよ、これ。その辺ちゃんと説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

この入札の価格につきましては、それぞれの事業者さんが閲覧をした書類等に基づいて積算をして、この金額で入れたということでございます。ですから、これに関しては村としては特にございません。最低制限価格を下回っている業者が多いということでございますが、最低制限価格につきましては、国、それから県と同じ率を使っております、これは適正に設定をしているものと認識をしております。ちなみに、その金額でございますが、7億840万でございます、最低制限価格が。

失格となった事業者さんにつきましては、本当に近い事業者もございます。積算はそれぞれ事業者が行っており、最低制限価格の設定につきましても適正であって、たまたまそれより下回った業者が少し多かったなということでございます。

結果としてはそういうことでございますので、これでどうぞご審議をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 説明は分かりました、7億840万ということで。それだと、もうちょっと下がっていれば、入っている業者さんが大分いますね。このやつが、今の最低制限価格が

あと1,000万というか500万でも下がっていれば、もう大分数が違うというようなことですね。

でも、やっぱり地元というか、この業者さんたちずっと見ていると、本当にぎりぎりを出してきてくれたんだろうなというふうな感じはします。最低制限価格をこれだけ下回って6社も該当にならないというのは、入札の制度としていかなものかと。これはもう最低制限価格をやっぱり、県の基準どおりというふうなことでやっているんでしょうけれども、今回8億4,000万の予算を取って8億2,500万というふうなことで、これはみんな借金でやるわけですね。なるべく安いほうがいいわけですよ、これはもちろん。最少の経費で最大の効果というのは、もう公務員の本当に使命ですから、それをやっぱり逸脱と言ったら言葉が悪いですけども、それとちょっと離れたようなところに入札の結果があるということ自体が何とも納得できないなと思っているんですよ。まあ、否決すれば終わりなんでしょうけれども。

今の金額だと本当にもうあと僅かで、あと3社、4社ぐらいいは入れているんですよ。やっぱりその辺も、何ていうんでしょうね、今回の工事、8億4,000万という物すごい大きい工事ですので、直工と、一応というかある程度の仮設費、一応工事ですね、共通経費、そういった諸経費の部分でいったら、通常よりもやっぱり下げた状態で最低価格を設けてもよかったんじゃないのかなというような気はしています。

こういうふうな状態になると、何なんだろうなというか、こういうのって今までありましたか、お答えください。こういうふうに最低価格を割った状態でこれだけの数があるというのは今までありましたか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので、どのくらい、あるなしも含めて、今、手元にございませので、正確なことはお話しできませんが、記憶によりますと、こういった事例はそんなになかったかというように記憶をしているところでございます。

〔「ちゃんと調べさせたほうがいいよ」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 3時39分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時15分）

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時15分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時15分）

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中であります、本日はこれにて延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

これをもって本日の議案は終了させていただきます。

（午後 4時16分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和6年12月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和6年12月9日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第15号 工事請負契約の締結について
日程第 2 議案第16号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 3 議案第17号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 4 議案第18号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 5 議案第19号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石 塚 喜 吉
3番	吉 成 邦 市	4番	馬 場 吉 信
5番	大 浦 トキ子	6番	服 部 晃
7番	小 山 克 彦	9番	円 谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番	熊 田 喜 八
----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭

産 業 課 長	芳 賀 信 弘	建 設 課 長	櫻 井 幸 治
湯 本 支 所 長	星 淳	教 育 課 長	関 根 文 則
生涯学習課長	黒 澤 伸 一		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	小 山 泰 明
書 記	渡 邊 久 美		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、体調不良のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、先週に引き続き、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） いろいろとご説明をいただきまして理解しましたので、これで終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第 2、議案第16号 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

45ページをお願いいたします。

議案第16号 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和 6 年度天栄村一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,999万2,000円とする。

令和 6 年12月 5 日提出、天栄村長、添田勝幸。

49ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

20款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額3,800万円の増。

次に、歳出でございます。

今回の歳出につきましては、先般議決をいただきました給与等の条例改正に伴う所要額の増減でございますので、それぞれの目における説明は割愛をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額59万1,000円の増。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額842万6,000円の増。

続きまして、7 目支所及び出張所費、補正額72万8,000円の増。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額142万1,000円の増。

続きまして、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額93万1,000円の増。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額202万2,000円の増。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正額248万9,000円の増。

続きまして、3 目保育所施設費、補正額334万6,000円の増。

3 項国民年金費、1 目国民年金費、補正額26万9,000円の増。

続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額192万2,000円の増。

増。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額223万5,000円の増。

6 目水利施設管理費、補正額13万円の増。

7 目国土調査費、補正額47万7,000円の増。

続きまして、8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額18万7,000円の増。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額94万8,000円の増。

2 目道路新設改良費、補正額73万2,000円の増。

続きまして、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、補正額278万5,000円の増。

2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額299万9,000円の増。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額24万3,000円の増。

続きまして、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、補正額528万3,000円の増。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、補正額32万円の増。

6 目生涯学習センター費、補正額21万円の増。

続きまして、14 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額69万4,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第17号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正

予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 59ページをお願いいたします。

議案第17号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額6,441万1,000円のうちで、歳出を補正する。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

61ページをご覧ください。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、一般会計の補正と同じく、給与等の条例改正に伴う人件費に係る所要額の増でございますので、目における説明は割愛させていただきます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額78万円の増。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額78万円の減。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第18号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 62ページをお願いいたします。

議案第18号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条、令和6年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額21万2,000円の増。

第4項予備費、補正予算額21万2,000円の減。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほどの一般会計補正予算と同じく、給与等の条例改正に伴う人件費に係る所要額の増によるものですので、目における説明は割愛させていただきます。

収益的支出。

支出、1款上水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予算額21万2,000円の増。

4項予備費、1目予備費、補正予算額21万2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第19号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 65ページをお願いいたします。

議案第19号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条、令和6年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額21万1,000円の増。

第4項予備費、補正予算額21万1,000円の減。

令和6年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

こちらの補正につきましても、給与等の条例改正に伴う人件費に係る所要額の増によるものですので、目における説明は割愛させていただきます。

収益的支出。

支出、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額21万1,000円

の増。

4 項予備費、1 目予備費、補正予算額21万1,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和6年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月3日から本日までの7日間にわたりまして、令和6

年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会において成立を見ました各会計補正予算など、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 2月25日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案 1 号	天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月 4 日	原案可決
2 号	天栄村農業促進ハウス設置に関する条例を廃止する条例の制定について	12月 4 日	原案可決
3 号	天栄村農村交流施設設置に関する条例を廃止する条例の制定について	12月 4 日	原案可決
4 号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について	12月 4 日	原案可決
5 号	令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について	12月 4 日	原案可決
6 号	令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月 4 日	原案可決
7 号	令和 6 年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月 4 日	原案可決
8 号	財産の取得について（追認）	12月 5 日	原案可決
9 号	財産の取得について（追認）	12月 5 日	原案可決
1 0 号	財産の取得について（追認）	12月 5 日	原案可決
1 1 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月 5 日	原案可決
1 2 号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月 5 日	原案可決
1 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月 5 日	原案可決
1 4 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月 5 日	原案可決
1 5 号	工事請負契約の締結について	12月 9 日	原案可決
1 6 号	令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について	12月 9 日	原案可決
1 7 号	令和 6 年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月 9 日	原案可決
1 8 号	令和 6 年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月 9 日	原案可決
1 9 号	令和 6 年度天栄村下水道事業会計補正予算について	12月 9 日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
5	令 和 6 年 11 月 15 日	最低賃金法の改正と中小 企業支援の拡充を求める 意見書の提出について	福島県須賀川市南町 3 3 6 番地 岩瀬・須賀川地方労働 組合総連合 議長 堂協和秀	産 業 建 設 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付 託 年 月 日	件 名	結 果
5	令 和 6 年 12 月 3 日	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意 見書の提出について	不 採 択